

介護職員の技能等に係る 評価のあり方に関する調査研究 事業報告書

令和6年3月



一般社団法人シルバーサービス振興会

ELDERLY SERVICE PROVIDERS ASSOCIATION

はじめに

「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」において、「介護福祉士」は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。」とされています。

急速な介護需要の高まりとともに、介護福祉士をはじめとした介護職員数は増加の一途を辿っており、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護施設に従事する介護職員数だけで見ても、2021（令和3）年度に215万人程に増加しています。しかしながら、さらに高齢化が進む中にあっては、2040（令和22）年には280万人が必要とされ、依然として介護人材確保が喫緊の課題となっています。このため、介護人材の処遇改善をはじめ、外国人介護人材の受入れ拡大、介護現場の改革など、総合的な介護人材確保対策が進められつつあります。

このように、社会保障制度（医療・介護等）における当面の課題としては、これを支える人材や提供体制を確保しつつ、質の高い医療・介護等を効率的・効果的に提供できる体制を構築していかなければなりません。また、良質な介護サービスの提供を持続可能なものとするためには、次世代を担う若い世代にも介護分野に興味を持っていただき、その専門的な技能を身につけようという機運を醸成していかなければなりません。

さらに、令和4年度「介護労働実態調査 介護労働者の就業実態と就業意識調査」（公益財団法人介護労働安定センター）では、介護の仕事を選んだ理由について「働きがいのある仕事だと思ったから」が50.5%、「資格・技能が活かせるから」が37.6%とされる一方で、「介護業務に対する社会的評価が低い」という意見も27.7%となっています。

こうした背景の下、当会では、令和5年度老人保健健康増進等事業の一環として、「介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する調査研究事業」を実施し、我が国における介護の技能評価に関する取り組み状況について調査・分析することと致しました。

本事業の実施にあたり、ご指導をいただきました検討委員会（委員長：小山秀夫 兵庫県立大学社会科学研究科特任教授）の皆様、調査に協力いただいた関係機関の皆様、深く感謝申し上げます。

令和6年3月

一般社団法人シルバーサービス振興会

目 次

はじめに	1
------------	---

第1章 介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する 調査研究事業の実施概要 4

1. 事業の背景・目的	4
(1) 事業の目的 … 4	
(2) 検討委員会における検討事項 … 4	
2. 事業内容	5
(1) 技能競技大会の開催方法、評価指標、評価方法に関する調査分析 … 5	
(2) 介護技能に関する評価指標、評価手法等に関する検証 … 6	
3. 技能五輪全国大会とは	6
(1) 技能五輪全国大会とは … 6	
(2) 技能五輪全国大会の概要 … 7	
(3) 技能五輪国際大会との関係と近年の動向 … 10	

第2章 既存の技能評価の仕組みの分析 12

1. 技能五輪全国大会における対人サービス職種の実施状況	12
(1) サービス職種の競技方法について … 13	
(2) サービス職種の評価・審査方法について … 14	
(3) 技能五輪国際大会（WSI）の影響 … 15	
(4) 対人サービス職種の競技手法からの示唆 … 15	
2. 技能五輪国際大会 Health and Social Care 部門について	16
(1) 技能五輪国際大会とは … 16	
(2) 技能五輪国際大会 Health and Social Care 部門について … 17	
(3) 技能五輪国際大会 Health and Social Care 部門の競技手法からの示唆 … 22	
3. 民間団体等で取り組まれている介護技術に関する競技大会の調査	23
(1) オールジャパンケアコンテスト（AJCC） … 23	
(2) 静岡県介護技術コンテスト（静岡県、静岡県介護福祉士会） … 26	
(3) 石川県介護技能グランプリ（石川県、石川県介護福祉士会） … 28	
(4) 長野県介護技術コンテスト（長野県、長野県社会福祉協議会 他） … 29	
(5) 青森県介護技術コンテスト（青森県社会福祉協議会） … 31	
(6) 全国高校生介護技術コンテスト（全国福祉高等学校長会） … 32	
(7) 民間団体等で取り組まれている介護技術に関する競技大会調査 一覧表 … 34	
(8) 民間団体等で取り組まれている介護技術に関する競技大会調査からの示唆 … 39	

第3章 介護技能に関する評価指標、評価手法等に関して 40

1. 既存の介護技能に関する評価基準の比較 40
 - (1) 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価基準 … 40
 - (2) 介護分野の職業能力評価基準 … 42
 - (3) 既存の介護技能に関する評価基準の比較 … 43

第4章 介護職員の技能等に係る評価システムの構築にあたっての論点及び課題の整理 49

1. 介護分野の競技大会に期待される効果 49
 - (1) 介護分野の競技大会・コンテストの意義 … 49
 - (2) 介護分野の技能五輪全国大会を想定した場合 … 50
2. 評価の対象となる技能（知識・技術）の考え方 51
 - (1) 評価の対象となる技能の概念整理 … 51
3. 競技大会の参加者要件の考え方 52
 - (1) 競技大会の対象：「青年技能者」の捉え方 … 52
 - (2) 参加者資格について … 53
 - (3) 参加者の募り方について … 53
4. 競技方法についての考え方 54
 - (1) 競技方法・競技形態について … 54
 - (2) 競技課題の設計について … 55
5. 競技の審査方法、評価基準の整備について 57
 - (1) 審査方法、評価基準について … 57
 - (2) 評価基準の取扱いについて … 58
6. 競技大会の実施主体についての考え方 59

第5章 本調査研究事業による到達点と今後の課題 60

1. 技能評価の仕組み分析 60
2. 介護技能の評価のあり方の検討 61
3. 介護職員の技能評価システム構築にあたって 61

第 1 章

介護職員の技能等に係る評価のあり方 に関する調査研究事業の実施概要

1 事業の背景・目的

(1) 事業の目的

我が国では、国内の青年技能者（原則23歳以下）を対象に、技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能（知識・技術）の重要性及び必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成に資することを目的として、厚生労働省及び中央職業能力開発協会が主催者となり、技能五輪全国大会が開催されている。現在、当該大会に介護職種は含まれていないが、既に一部の民間団体等においては、介護職員の介護技術の向上や地域の介護への関心を深める観点等から、介護技術に関する競技大会が開催されている。

今後、介護サービスの需要が更に高まることが見込まれ、介護従事者の確保が喫緊の課題となる中であって、こうした技能競技の目的はもとより、介護従事者個人の技能の専門性が公平かつ適正に評価され、目標を持ちながら、やりがいを持って働き続けることができる環境を整え、次代を担う介護人材を育成していくことも極めて重要である。

このため、本事業では、技能五輪全国大会に介護職種の競技を追加することを想定して、技能五輪全国大会の他職種の実施状況、民間における先行事例の実態も踏まえ、対象とするサービスや職種、評価のあり方、採点基準や競技の実施方法なども見据えて、関係団体や専門家等の意見を踏まえて、介護の技能（知識・技術）の捉え方、競技課題の内容と採点方式、競技実施にあたっての環境設定、参加資格、参加者の選抜方法、採点者の要件等を設定するにあたっての課題や方向性等について検討する。

(2) 検討委員会における検討事項

介護事業者・施設の業界団体、職能団体、学識経験者、その他有識者等から構成する委員会を設置し、技能五輪全国大会に介護職種を追加することを想定した場合の検討を行った。（委員会：2回開催）

【検討委員会】（順不同、◎：委員長）

◎小山 秀夫	兵庫県立大学社会科学研究科 特任教授
内藤 佳津雄	日本大学文理学部 心理学科 教授
筒井 孝子	兵庫県立大学社会科学研究科 教授
原口 恭彦	東京経済大学経営学部 教授
山田 淳子	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長
平川 博之	公益社団法人 全国老人保健施設協会 副会長
柿本 貴之	社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会
廣江 研	高齢者住まい事業者団体連合会 理事
山際 淳	民間介護事業推進委員会 代表委員
及川 ゆりこ	公益社団法人 日本介護福祉士会 会長

【オブザーバー】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

厚生労働省人材開発統括官参事官（能力評価担当）技能五輪国際大会推進室

中央職業能力開発協会

【業務支援】

株式会社 社会保険研究所

株式会社 日本ヘルスケアテクノ

【事務局】

一般社団法人 シルバーサービス振興会

2 事業内容

（１）技能競技大会の開催方法、評価指標、評価方法に関する調査分析

- 厚生労働省及び中央職業能力開発協会の主催にて開催されている「技能五輪全国大会」における他職種の技能競技手法・選拔手法、評価指標、評価手法等の調査・分析
〔調査手法〕 技能五輪全国大会開催要項資料の収集、調査、分析、令和５年度会場調査・分析、ヒアリング、運営団体ヒアリング等
- 技能五輪国際大会 Health and Social Care分野の技能競技手法・選拔手法、評価指標、評価手法等の調査・分析
〔調査手法〕 技能五輪国際大会資料収集、調査・分析等
- 民間団体等で開催されている介護技術に関する競技大会における開催方法及び技能競技手法・選拔手法、評価指標、評価手法等の調査・分析
〔調査手法〕 先行競技大会資料の収集、調査・分析、先行競技大会会場調査、ヒアリング、運営団体ヒアリング等

【ヒアリング調査】

介護職員の技能等に係る評価のあり方に関するヒアリング調査

【実施方法】 面談、ないしオンライン会議

	調査対象・内容
技能五輪全国大会調査	技能五輪全国大会会場調査（第61回大会）、関係者ヒアリング 技能五輪全国大会 サービス職種部門（理容、美容、レストランサービス） 競技運営関係者 主なヒアリング事項： 開催状況、競技実施方法、審査方法、評価基準等について
民間団体等で取り組まれている介護技術に関する競技大会調査	オールジャパンケアコンテスト大会会場調査（第13回大会）、大会主催者、 競技運営関係者 青森県介護技術コンテスト 大会主催者 静岡県介護技術コンテスト 大会主催者 石川県介護技能グランプリ 大会主催者 長野県介護技術コンテスト 大会主催者 他 主なヒアリング事項： 対象サービス、職種、参加資格、参加者の選抜方法、競技方法、競技課題の 内容と採点方式、競技実施にあたっての環境設定、審査方法、審査員要件 等

（２）介護技能に関する評価指標、評価手法等に関する検証

- 調査手法：既存の介護技能の評価指標、評価手法、及び（１）で収集した評価指標・評価手法の比較分析
- 技能五輪全国大会への介護職種の競技追加にあたっての検討
 - 評価対象（課題）の設定／評価手法（被評価者・評価者・利用者の関係性に着目する）／評価指標（基準）／評価手法の妥当性、中立性、公平性、均質性等の確保のために講じている措置／評価（採点）に携わる者の資質や要件（中立性、公平性、均質性等含む）／評価（採点）に携わる者の養成方法 等

3 技能五輪全国大会とは

（１）技能五輪全国大会^{▶1}とは

技能五輪全国大会は、原則23歳以下の青年技能者がその技能レベルの日本一を競うことで、若年層の技能の向上を図るとともに、広く国民にもものづくり分野等の技能の重要性・必要性をアピールすることを目的に、昭和38年から毎年開催されており、幅広い職種を対象とする、唯一の全国レベルの技能競技大会である。

▶ 1 中央職業能力開発協会（JAVADA） URL: <https://www.javada.or.jp/jigyoin/gino/zenkoku/>
URL: <https://worldskills.jp/nationalskills/>

原則として、国際大会の前年に開催される大会は、翌年に開催される技能五輪国際大会＜唯一の世界レベルの技能競技大会（隔年開催）＞の選手選考を兼ねている。

令和5年度には第61回大会が開催されたところである。

◎技能五輪全国大会と国際大会 開催実績と今後の予定

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
技能五輪全国大会	沖縄県 選手数 1,292人	愛知県 選手数 1,239人	愛知県 選手数 944人	東京都 選手数 1,028人	中央 (千葉県など) 選手数 1,014人	中央 (愛知県など) 選手数 1,010人	愛知県	愛知県	中央 (愛知県など)
技能五輪国際大会		ロシア (カザン)			15か国 分散開催		フランス (リヨン)		中国 (上海)

技能五輪全国大会の目的としては、青年技能者の技能レベル日本一を競う競技大会であること、次代を担う青年技能者に努力目標を与えること、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ること、また大会開催地域の若年者に優れた技能を身近に触れる機会の提供などがあげられる。

（２）技能五輪全国大会の概要

技能五輪全国大会の概要は次のとおりである。

●主催：厚生労働省及び中央職業能力開発協会（JAVADA）

●開催実績

1963年より毎年開催。令和5年度は、第61回大会（令和5年11月17日～21日）として、愛知県国際展示場他にて開催された。

●競技職種（全42種目）

[01] 機械組立て	[02] プラスチック金型	[03] 精密機器組立て	[04] メカトロニクス
[05] 機械製図	[06] 旋盤	[07] フライス盤	[08] 構造物鉄工
[09] 電気溶接	[10] 試作モデル製作	[11] タイル張り	[12] 自動車板金
[13] 曲げ板金	[14] 配管	[15] 電子機器組立て	[16] 電工
[17] 工場電気設備	[19] 石工	[19] 左官	[20] 家具
[21] 建具	[22] 建築大工	[23] 貴金属装身具	[24] フラワー装飾
[25] 美容	[26] 理容	[27] 洋裁	[28] 洋菓子製造
[29] 自動車工	[30] 西洋料理	[31] 造園	[32] 和裁
[33] 日本料理	[34] レストランサービス	[35] 車体塗装	[36] 冷凍空調技術
[37] ITネットワークシステム管理	[38] 情報ネットワーク施工		
[39] ウェブデザイン	[40] とび	[41] 時計修理	[42] 移動式ロボット

※全国大会のみの職種：和裁、日本料理、とび → 日本独自に継承すべき技能職種として取り入れられている。



技能五輪全国大会 第62回大会の予定

- 日 程 : 令和6年(2024)年11月22日(金)~25日(月)
- 競技会場 : 愛知県国際展示場〔Aichi Sky Expo〕など13会場
- 参加者数 : 1,000名(見込み)
- 競技職種 : 42職種

●参加資格

- 開催年に23歳以下の者。
- 原則として、次に掲げる（ア）または（イ）のいずれかに該当する者であって、都道府県職業能力開発協会（都道府県協会）会長または関係協力団体等から中央職業能力開発協会会長に推薦された者で全国大会に出場するに相応しい技能を有していると認められる者であること。
 - （ア）都道府県ごとに実施される全国大会都道府県予選会において、優秀な成績を収めた者であること。
 - （イ）予選会で競技が実施されない競技職種にあっては、当該職種の近年の競技課題について、指定された時間内に完成することができる技能を有し、全国大会への参加に相応しいと認められる者であること。
- 過去の技能五輪国際大会で同一職種の競技に参加したことのない者であること。
- 職種により、参加資格要件を設けている職種あり。
 - 「美容」：「美容師免許」取得者又は美容師養成施設の美容学科に在籍もしくは卒業している者
 - 「理容」：「理容師免許」取得者又は理容師養成施設の理容学科に在籍もしくは卒業している者

●参加選手等

- 競技必要人数 : 原則として7人（競技職種によっては2名1組による7組）以上
- 上限設定あり（競技用設備、競技会場等を勘案）
 - ※第61回大会参加者 : 1,010人
- 参加形式 : 都道府県単位で選手団を編成（都道府県職業能力開発協会）

●競技課題等

- 競技時間 : 職種により異なる。(例／日本料理 3時間50分、建築大工 12時間 等)
- 競技日数 : 1日～2日(職種により異なる。)
- 課題数 : 職種により異なる。
- 課題レベル : 技能検定1級相当と位置づけ。(23歳以下の2級技能者の優秀技能者相当による競技を想定)。競技別に、技能五輪国際大会基準を意識したレベル設定がなされている。
- 競技課題の競技前公開 : 職種により異なる。(当日まで非公開の職種あり)
 - 競技課題事前公開職種においても、当日に課題内容の一部変更等により、競技者の対応力を評価する等の運用あり。

●優秀者の表彰

- 成績優秀な者及び選手団に対して、表彰(金賞、銀賞、銅賞及び敢闘賞等)。

●技能五輪全国大会の運営体制

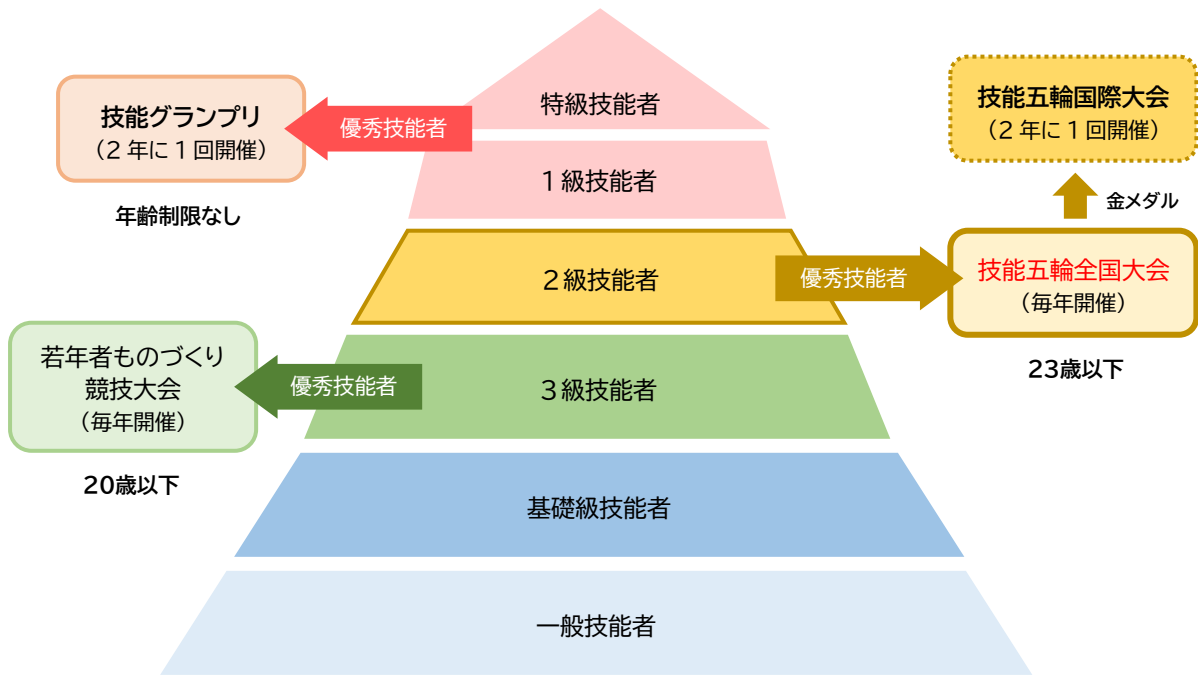
技能五輪全国大会の運営主体、技能競技会の相関図(技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会、技能グランプリ、技能五輪国際大会)は次のとおりである。

【表】運営委員会、技術委員会、競技委員会

		業 務	備考) 第61回大会
運営委員会	・ 競技関係団体の役員 ・ 競技会場の管理者 ・ 厚生労働省 ・ 受託者関係者 ・ 共催都道府県 ・ 共催市区町村 ・ 共催都道府県協会	競技会場に係る ・ 運営要員の配置計画 ・ 競技用設備確保 ・ 競技用材料調達 ・ 来訪者対応 ・ 事故発生時対応 ・ 開催総務的事項	大会会長(1) 副会長(3) 技術委員長(1) 技術副委員長(3) 運営委員長(1) 運営副委員長(2) 運営委員(37)
技術委員会	・ 学識経験者 ・ 厚生労働省 ・ 受託者関係者	・ 競技課題作成指導 ・ 技術的助言及び指導 ・ 競技に関する技術的事項 ・ 競技作品の採点結果及び競技実施報告書の審査 ・ 被表彰者決定 等	
競技委員会 (競技種ごとに設置)	・ 学識経験者 ・ 競技関係者	・ 競技課題及び実施要領(採点基準を含む)の作成及び管理 ・ 競技準備 ・ 競技実施の指揮及び進行 ・ 競技作品の採点 等	競技委員(266) 競技補佐員

運営体制のうち、競技種目ごとに設置される「競技委員会」において、競技課題及び実施要領(採点基準を含む)の作成及び管理、競技準備、競技実施の指揮及び進行、競技作品の採点等が行われる。

【図表】各種技能競技大会の関連図



出典：厚生労働省ホームページ掲載図より作成

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ginoukyougi/index.html

(3) 技能五輪国際大会との関係と近年の動向

技能五輪全国大会は、翌年度に開催される技能五輪世界大会（WSI）の選考を兼ねる位置づけである。但し、職種によっては、全国大会のみとするものもあり（例：和裁、日本料理、とび）、日本独自に継承すべき技能職種として大会種目に取り入れられている。

近年、技能五輪国際大会（WSI）との関係においては、国際大会の評価基準に照らした全国大会の各競技委員会への検討が促されており、国際大会と全国大会との競技課題の整合化を図り、全国大会の延長線上に国際大会が位置付けられるべきとの推奨がなされている。このため、具体的には国際大会基準を照準とした改定の推奨として、測定基準の設定、採点基準の推奨、非公開課題への対応など、各職種において、国際大会で求められるスキルを意識した、全国大会課題設定や評価基準の見直しがされている。

競技大会の評価のあり方については、概念整理がなされており、採点基準の方針として、技能の重要性の裏付け、客観基準の推奨、創造性・問題解決力、コミュニケーション能力の評価、実務実態に基づいた競技であるべき等の方針が示されている。



写真： <https://worldskills.jp/worldskills/> より

【図表】技能五輪国際大会における評価の原則

原 則	定 義
Standard 基準	到達しているかどうかを評価（測定）できる設定された明確なものがあること。
Authenticity 信憑性	評価結果が、間違いなく正しい人によってなされたものである証拠が存在すること。
Currency 流通性	到達基準は最新であり、基準に関連していること。
Validity 有効性	評価法は、基準が満たされていることを明確に示す証拠となること。 競技委員は、評価と採点において完全性と非常に高い専門知識の両方を持っている必要がある。 データと監査によってサポートされる監視と監督は、継続的な品質改善を支える必要がある。
Fairness 公平性	全ての選手に基準を達成するための平等な機会と条件を与えること。
Consistency 一貫性	基準は、すべての評価状況において全ての選手に一貫して適用されること。
Manageability 管理性	評価管理は、リソースや選手に過度の負担をかけることなく実施できること。

出典：技能五輪国際大会エキスパート・アクセスプログラム資料

第61回技能五輪全国大会 運営委員・技術委員・競技委員合同委員会 資料2「競技課題の整合化と評価の適正化」より

【図表】職種発展と追加に必要なガイドライン

技能五輪全国大会の運営	技能五輪国際大会評価基準との関係において
職種発展と追加に必要なガイドライン 技能五輪国際大会 Competition Rule Ver.5より抜粋	
重要性を示す 1. 代表的で重要な技能であることの裏付け 2. 測定基準が必要（主観⇒客観基準へ）	技能五輪国際大会の評価基準と照らし、各競技委員会への検討（実施）を促している ・ 競技においてどのように努力すればよいのか、基準を示す（採点基準の公開） ・ 競技の結果がどうだったのかを示す（採点結果の詳細のフィードバック） ・ わかりやすい競技とする ・ 若者が興味を示す職種とする など…
発展させる 1. ICT技能と知識社会に必要な革新 2. 作業に必要な社交能力とコミュニケーション能力（創造性、問題解決、チームコミュニケーション等） 3. 伝統や文化遺産をPRする技能	
改善する 1. 旧態以前のものから現代的職種へ 2. 単独的な職種から複合的な職種へ 3. 訓練システムに基づく競技から職業生活に基づいた競技へ	
第61回技能五輪全国大会 運営委員・技術委員・競技委員合同委員会 資料2「競技課題の整合化と評価の適正化」より抜粋	

第2章

既存の技能評価の仕組みの分析

1 技能五輪全国大会における対人サービス職種の実施状況

技能五輪全国大会の競技のうち、製造業等の職種においては、所定の場所（大会会場）にて、所定の条件（時間、競技用設備等）のもとで技能を競い、その結果として競技課題の成果物（作品）を伴う評価が実施される。

競技として、優劣・卓越の判定にあたっては、成果物（作品）の出来栄も重要な要素となる。一方で、介護サービス競技を想定した場合、サービスの持つ性質として無形であり、生産と受け渡しが一瞬で終わってしまうという消滅性を有している。

このため、サービス職種の競技大会における評価のあり方は、ものづくり分野の競技大会とは異なるものといえる。

そこで、現在運営されている技能五輪全国大会職種のうち、対人サービス職種として、美容部門、理容部門、レストランサービスを取り上げ、競技大会運営方法、及び評価方法を調査し、サービス職種における競技大会のあり方についての検討材料を得ることとした。

◎技能五輪全国大会主催・関係者 実施状況調査

	調査対象等
第61回技能五輪全国大会視察	・中央職業能力開発協会（JAVADA）大会運営関係者 ・対人サービス職種：美容部門／理容部門／レストランサービス部門大会運営関係者（令和5年11月18日・19日）
技能五輪全国大会対人サービス職種運営関係団体ヒアリング	・美容部門 全国美容業生活衛生同業組合連合会（令和6年1月23日） ・理容部門 全国理容生活衛生同業組合連合会（令和6年1月23日） ・レストランサービス部門（一社）日本ホテル・レストランサービス技能協会（令和6年1月25日）

(1) サービス職種の競技方法について

いずれのサービス職種においても、所定の場所（大会会場）にて、所定の条件（時間、競技用設備等）のもとで技能を競い、その結果として競技課題の成果物（作品）を伴う評価が実施される構図となっており、製造業等のものづくりの部門と共通している。

いずれのサービスにおいても、実際の利用者に対する対応ではなく、美容・理容については、ウィッグやマネキンの使用、レストランサービスにおいては、客役として、当該部門を学んでいる学生有志の協力の下での実施となっている。

【図表】第61回技能五輪全国大会の対人サービス職種（美容／理容／レストランサービス）実施状況

	美容	理容	レストランサービス
競技運営団体	全国美容業生活衛生同業組合連合会	全国理容生活衛生同業組合連合会	一般社団法人 日本ホテル・レストランサービス技能協会
業界独自のコンテスト有無	・あり（運営主体） ・国際大会あり ・作品審査	・あり（運営主体） ・国際大会あり ・作品審査	・あり（運営主体） ・国際大会あり ・対応及び作品審査
61回大会実績参加者数	7県 19名 （うち学生：10名）	6県 9名 （うち学生：0名）	9県 20名 （うち学生：7名）
競技者選考方法	県や県職業能力協会の推薦（予選なし）	県や県職業能力協会の推薦（予選なし）	県や県職業能力協会の推薦（予選なし）
競技委員数	6名（競技運営団体より選出）	5名（競技運営団体・業界団体より選出）	9名（過去メダリストより選出）
競技委員資格要件等	美容業種の専門家推薦式	業種講師のうち、コンテスト経験者を選定。推薦式	過去技能五輪国内大会メダリストから選定。推薦式
競技課題数・時間・日数	4種目（120分／120分／140分／75分）2日間	4種目（140分／135分／120分／80分）2日間	4種目（90分／25分／45分／5分）1日間
競技の内容	4種目の競技課題に沿ったスタイルを全てモデルウィッグで作成する	競技課題に沿ったスタイルを、3体のマネキンで4種目すべて作成する	4種目の競技課題を実施し、作品を完成させる
客体・客役	指定ウィッグ使用	指定マネキン使用	学生（有志）
競技会場設備等	規定あり。持参用具一覧あり。注意事項有	規定あり。作業テーブル、椅子。支給材料あり。禁止事項、留意事項有	規定あり。支給材料あり。国際大会基準に即し規定を整備



(2) サービス職種の評価・審査方法について

当該職種の専門家複数名（５～９名）により審査にあたる競技委員が選出され、競技委員の現認により、競技中の対応プロセス、及び完成品（作品）に対しての採点審査がなされる。

審査基準の一例として、理容部門では、競技委員による主観審査と、できている／できていない、の判定が伴う客観審査と減点行動といった審査基準から構成されている。

レストランサービスでは、採点項目ごとに、選手ができていたか／できていなかったかを判断する、Measurement（測定）基準（最高点もしくは最低点（０点）のいずれかで採点）と、採点項目に対して選手がどの水準でできているかを判断するJudgement（判定）基準（４段階採点）により構成されている。いずれの職種も客観評価と主観評価からなる審査基準に寄っている。

	美 容	理 容	レストランサービス
競技の内容	４種目の競技課題に沿ったスタイルを全てモデルウィッグで作成	競技課題に沿ったスタイルを、３体のマネキンで４種目すべて作成	４種目の競技課題のサービス実施、および作成
	競技者１人に対応、仕上げる	競技者１人に対応、仕上げる	競技者１人に対応、仕上げる
競技課題作成	美容業界で取り組まれている技術から選定。 ４種目の課題 ・ コマーシャルカットスタイル ・ パーマロングスタイル ・ クリエイティブ・テクニカルスタイル ・ ブライダル・ロングスタイル	理容業界で取り組まれている技術から選定。 ４種目の課題 写真（６パターン）×テイスト（４つ）の組み合わせで出題	４種目の課題 A：ファインダイニング B：バー、バリスタ C：フランクデザート、フルーツカービング D：英会話
審査基準 （一種目の例）	・ カットテクニック（５点） ・ カラーテクニック（５点） ・ 全体の仕上がり（１０点） ・ 競技作業場の衛生管理（５点）	主観審査（４０点） ・ コンセプトシートに合致しているか？ ・ トータルバランスがよいか？等 ・ 作業態度 客観審査（減点△１～３点） ・ 着色できている／いない 等 不安全行動に関する減点（減点△１点）	Measurement（測定）（４６点） ・ 採点項目に対して、選手が出来たかできなかったか（最高点もしくは０点） Judgement（判定） ・ 採点項目に対して、選手がどの水準できているか（４段階採点） ０：業界水準以下のパフォーマンス １：業界の水準を満たす ２：業界の水準を満たしており、いくつかの部分において業界水準を上回る ３：全体的に業界の水準を上回り、優秀と判断される
審査方法	競技中の対応プロセスと完成品について、競技委員６名が現認で各自が審査。合計点順に順位付け（採点細則あり）。	競技中の対応プロセスと完成品について、競技委員５名が現認で各自が審査。減点事項は５人協議で決定。	種目別に対応プロセスと完成品について、３名の競技委員が現認で審査、測定。Judgementは３名協議。
国際大会基準からの影響	・ 当日の競技課題の一部差し替え（３割程度）。対応力を評価 ・ 資材使用量、競技中の整理整頓、作業所作が採点対象となる（SDGs）	・ 当日の競技要項の変更（競技時間短縮、指定本数、指定枚数の変更等） ・ 資材使用量、競技中の整理整頓、作業所作が採点対象となる（SDGs）	・ 国際大会基準に即して課題・審査基準を作成（調整） ・ 当日の競技課題の一部差し替え（３割程度）。対応力を評価 ・ 資材使用量、競技中の整理整頓、作業所作が採点対象となる（SDGs）
課題作成等備考	大会毎に競技課題作成し、審査基準を見直し	大会毎に競技課題作成し、審査基準を見直し	大会毎に競技課題作成し、審査基準を見直し

（３）技能五輪国際大会（WSI）の影響

いずれのサービス職種においても、技能五輪国際大会（WSI）の方針を受け、近年、予め決められた課題の修得状況の評価から、当日課題の一部を差し替えるなど、競技者の競技大会での「とっさの対応力」を評価する課題へと見直しが行われてきているとのことであった。

このように、評価のあり方も、より幅広い知識や技能の修得状況の評価するものへと進化している。また、併せて、競技態度、資源を無駄にしないSDGsの視点等も評価対象に組み込まれつつある。

（４）対人サービス職種の競技手法からの示唆

技能五輪全国大会の対人サービス職種の競技手法をみたところ、いずれのサービス職種においても、競技課題の対応及び完成品（作品）の出来栄を評価するものとなっており、製造業等、ものづくりの競技部門と同様の構図といえ、サービスの性質上消滅性を伴い、成果物としての評価ができない介護サービス職種とは大きく異なっているといえる。

完成品（作品）の評価ができるこれらの部門においても、審査基準においては、主観的要素が含まれる審査基準となっており、審査員による判断（Judgement）が重要な審査視点となっている。そこで、評価の客観性確保すべく、以下のような対応を行っている。

- 評価基準化（明示）
- 採点基準の公開
- 審査員要件：競技課題・審査基準を熟知し、競技課題のスキルを有している者とする
- 複数人による審査体制
- 測定可能な基準の導入。（主観評価+客観評価の組み合わせによる）
- WSIの方針の影響を受け、客観基準化を進めている。
- WSIの方針の影響を受け、事前準備可能な課題ではなく、状況変化時の対応力を評価する設計としている
- 課題に対応した審査基準を毎年作成し、継続的に見直しを行っている 等



2 技能五輪国際大会 Health and Social Care 部門について

(1) 技能五輪国際大会とは

技能五輪国際大会とは、原則22歳以下の青年技能者を対象に、幅広い職種の技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的に隔年で開催される唯一の世界レベルの技能競技大会で、ワールドスキルズ・インターナショナル（略称WSI・本部オランダ）により運営されている。WSIには、86か国・地域が加盟（2023年11月時点）しており、日本は中央職業能力開発協会（JAVADA）が加盟している。

日本選手団は1962年から参加しており、これまでに過去3回（1970年東京、1985年大阪、2007年静岡）日本での開催実績を有する。

2024年には、第47回大会をフランス・リヨン大会、2026年には第48回大会を中国・上海で開催予定である。

【図表】過去の開催地・開催国・競技職種等

	第39回 2007年	第40回 2009年	第41回 2011年	第42回 2013年	第43回 2015年	第44回 2017年	第45回 2019年	第46回 2022年
開催地	日本・静岡	カナダ・カルガリー	イギリス・ロンドン	ドイツ・ライプツィヒ	ブラジル・サンパウロ	UAE・アブダビ	ロシア・カザン	15の国・地域分散開催
参加国・地域数	46	46	52	53	59	59	62	56
競技職種数 (日本参加数)	47 (46)	45 (40)	46 (39)	46 (40)	50 (40)	51 (40)	56 (42)	61 (51)
参加選手数 (日本選手)	812 (51)	850 (45)	944 (44)	986 (45)	1,189 (45)	1,250 (45)	1,348 (48)	989 (59)
日本の成績 (金、銀、銅)	金メダル数1位 (16、5、3)	金メダル数3位 (6、3、5)	金メダル数2位 (11、4、4)	金メダル数4位 (5、4、3)	金メダル数3位 (5、3、5)	金メダル数9位 (3、2、4)	金メダル数7位 (2、3、6)	金メダル数3位 (8、5、5)

技能五輪国際大会では、競技職種として、Health and Social Care 分野が設けられているが、当該職種は日本における介護職種を指すものではなく、日本は不参加部門となっている。

【図表】第47回大会で実施予定の競技職種

建設・建築系 (13)		アート・ファッション系 (6)	情報通信系 (7)	製造エンジニアリング系 (19)			サービス系 (8)	輸送系 (6)
タイル張り	配管	貴金属装身具	情報ネットワーク施工	産業機械	製造チームチャレンジ	メカトロニクス	美容/理容	自動車板金
電気	れんが積み	フラワー装飾	モバイルアプリケーション開発	機械製図CAD	CNC旋盤	CNCフライス盤	ビューティーセラピー	航空機整備
左官	広告美術	洋裁	業務用ITソフトウェア・ソリューションズ	溶接	電子機器組立て	工場電気設備	洋菓子製造	自動車工
家具	建具	グラフィックデザイン	ウェブデザイン	自律移動ロボット	構造物鉄工	インダストリー4.0	西洋料理	車体塗装
建築大工	造園	ビジュアル販売促進	ITネットワークシステム管理	化学実験技術	水技術	3Dプリント	レストランサービス	重機メンテナンス
冷凍空調技術	建設コンクリート施工	3Dデジタルゲームアート	クラウドコンピューティング	工業デザイン技術	光電子技術	再生可能エネルギー	看護/介護	物流貨物輸送
デジタルコンストラクション			サイバーセキュリティ	ロボットシステムインテグレーション			パン製造	
							ホテルレセプション	

日本は59職種のうち47職種に参加予定（網掛けは不参加の12職種）

(2) 技能五輪国際大会 Health and Social Care部門について

本事業では、介護分野の技能評価の検討にあたり、参考として、技能五輪国際大会のHealth and Social Care部門の競技方法等に関する調査を行った。

当該部門の職業定義には、看護・心理・ソーシャルワーク・リハビリテーション等の領域も含まれており、職種に求められる業務が、日本の介護保険制度に即した介護サービスとは異なるものである。競技課題では、様々な条件設定下での、患者を模したモデル（役者）への医療処置対応の競技とされている。このため、介護分野の技能の評価のあり方についての検討にあたっては、あくまで競技大会方法、設計等の参考情報としての位置づけである。



① Health and Social Care部門の競技方法・審査方法

技能五輪国際大会のHealth and Social Care部門では、競技者1人で、4日間に及ぶ、4つの場面設定（在宅ケア、施設ケア、病院でのケア、地域デイケアセンターでのケア、計16の設定課題）についての対応を行う設計となっている。患者役は、プロの役者が脚本に従い演じる。

採点は、計4名の審査員により、測定評価と判定の組み合わせで実施される。うち3名各自が採点・評価し、1名は監視役となり、妥当性の確認等を行う。

対象職種	Health and Social Care practitioner : ※看護、心理、リハビリテーション、ソーシャルワーク、介護等を対象領域としており、日本における介護職種とは職務領域が異なる。	
競技方法	選手1人による職種競技	
参加資格	開催年において22歳以下の者	
競技日数	4日間	
競技課題数	・16モジュール（うち事前公開：12モジュール。非公開：4モジュール） ・1モジュール：30分ないし45分	
患者役	役者が脚本に従い、演じる。	
審査方法	4名の審査員（エキスパート）による。（うち3人が現認し評価。1人は、採点調整・監視、妥当性を確認、同点の際の判定役）	
	Measurement（測定）	・基準を達成：満点 ・基準の一部を達成：部分点 ・達成していない：評点なし
	Judgement（判定）	4段階評価 0：業界水準以下の実技 1：業界水準を満足する実技 2：業界水準を満足しており、特定の分野においては業界水準を上回る実技 3：全体的に業界水準を上回り、優秀と判断される実技

② Health and Social Care部門の評価基準と競技課題

Health and Social Care部門の評価基準は、以下のような構成である。競技は、技能五輪国際大会の職業基準（WSOS）に従い、国際的な最良事例を可能な限り反映することを目的として設計され、設定課題に応じた、対応プロセスを評価する。競技では、知識や理解の評価は、あくまで実技の評価を通じて行われる（知識や理解度のテスト等を行わない）。また当日まで公開されない課題が3割（4モジュール）を占めつつ、対応力を含めた職業基準に示す技能を評価する。

【図表】World Skills 職業基準の構成（Health and Social Care部門）

		採点配分
1	Work organization and management 作業組織と管理	5%
2	Communication and interpersonal skills コミュニケーションおよび対人能力	25%
3	Problem solving, innovation, and creativity 問題解決、革新性、創造性	15%
4	Assessing needs and planning client care ニーズの評価およびクライアントケアの計画	10%
5	Managing and delivering client care クライアントケアの管理と提供	35%
6	Evaluating client care クライアントケアの評価	10%

直近の大会（2022年度）の具体的競技課題のパターンとしては、1つの課題設定（モジュール）において、①その日の対応のケア計画の作成、②患者（要介護者）へのケアの実践、③患者（要介護者）とのコミュニケーション、④アセスメントの大きく4つの対応から構成されている。②ケア実践のモジュールにおいては、審査は患者とのコミュニケーションよりも実行に焦点を当てて評価を行い、③のコミュニケーションモジュールでは、患者とのコミュニケーションに焦点を当てて評価がなされる等、モジュールごとに評価基準細目が設定されている。

2022年度の競技課題を見ると、「脳卒中右片麻痺の患者へのケア実践（在宅ケア）」、「アルツハイマー型認知症の患者とのコミュニケーション（在宅ケア）」、「右膝人工関節手術後の患者への対応（病院でのケア）」、「喘息患者とのコミュニケーション（病院でのケア）」、「慢性閉塞性肺疾患の患者とのコミュニケーション（施設ケア）」、「心臓疾患を有する患者とのコミュニケーション（施設ケア）」等、医療処置対応、生活支援対応のいずれもが課題として組み込まれており、競技課題で求められる技能は、日本の介護保険制度における介護サービスとは一致しない。

WSI Health and Social Care部門（2022）の競技課題の構成例

- 課題に応じた個別のプラン作成
- 対応実践(医療処置、介護)
- コミュニケーション
- アセスメント（疾患や高齢者のケアの知識に基づく）

評価課題例：2022年大会の在宅ケア場面より

モジュール	設定課題	タスク
プランニング	午前中:担当患者3人のうち、2人分の患者の当日のケア計画を作成する。	● その日の実行する計画の作成。
片麻痺の患者へのケア実践	ジョン・ブライトン氏（57歳）宅を訪問。氏は、3か月前に右半身麻痺を伴う脳卒中を患い、助けを必要としている。平屋の一人暮らし。ミアという27歳の娘がいる。最近、リハビリ施設から在宅に戻る。娘のミアさんが週に2回、掃除、料理、買い物を手伝ってくれている。氏は、不動産会社で会計士として働いており、仕事復帰を楽しみにしている。訪問時、氏はベッド上で臥床しているところ。	● バイタルサインを確認 ● 個人の衛生管理と着替えの支援 ● ベッドから車椅子への移乗介助 ● 患者と一緒に朝食の準備 ● 身体を動かすよう動機づけ ● 腕のけいれんを治す方法を教育
アルツハイマー型認知症の患者とのコミュニケーション	ゲオルグ・ラング氏65歳。アルツハイマー型認知症の方。在宅介護と娘の援助を受けて自宅で暮らしている。家の中の様々な部屋の位置を見つけるのに苦労しており、何度か自分の部屋を探しているところを発見される。彼の部屋のドアに彼の名前が書かれているが、役に立っていない。食事の際に刃物を使うのに支障がある。写真撮影、読書、散歩が趣味。妻を2年前に亡くしている。引退する前は写真家として働いていた。娘1人、孫2人（8歳と5歳）。娘の外出のため、訪問介護に来た。	● 見当識障害への対応 ● 回想療法 ● コミュニケーションにおけるバリテーション メソッドの使用
評価	評価レポート	モジュールについてのレポート（1ページ以内）。事項を1つ特定して説明する。（感情・評価・分析・結論・行動計画）

出典：WSC2022SE TP41 ; Health and Social Care Test Project をもとに和訳

評価課題と評価基準（測定基準）の例①（2022年大会、在宅ケア場面課題より）

設定課題：脳卒中による右半身麻痺の患者へのケア実践

ジョン・ブライトン氏（57歳）宅を訪問。氏は、3か月前に右半身麻痺を伴う脳卒中を患い、助けを必要としている。平屋の一人暮らし。27歳の娘1人がいる。最近、リハビリ施設から在宅に戻る。娘のミアさんが週に2回、掃除、料理、買い物を手伝ってくれている。氏は、不動産会社で会計士として働いており、仕事復帰を楽しみにしている。訪問時、氏はベッド上で臥床しているところ。

評価細目（測定基準）	評価細目説明
コミュニケーションの適切な開始と終了	ドアをノックし、患者に自己紹介し、調子を探ね、別れを告げる。
患者との信頼関係の確立	アイコンタクトを保ち、患者と同じ高さに（患者に向かって）座る。
患者の残存能力の活用	患者が自分でできない場合にのみ介助
体を動かす意欲を高める	良い雰囲気を作り出す能力。トレーニングの継続を促し、何かできたときには褒める。
患者への説明と同意の確認	患者に尋ねる：（例）理解できましたか？ 質問はありますか？
体の右側を刺激する	右側から刺激する。着替えを手伝うときは右側を統合する。移動中または話しかけている間は右側に立つ。
脈拍と血圧の測定	健側の腕に行く。針がゼロにあるかどうかを確認する。患者の腕を心臓の高さに置く。カフを肘から2cm上に置く。聴診器のダイヤフラムをカフの下ではなく上腕動脈の上に置く。
着替えの介助	患者が着替えに苦労しているときは、どうすればできるかを示す。
整容・清拭の介助	最初に何をしたいのか、どの石鹸を使用するかなど、患者の好みを考慮する。
ベッドから車椅子への移乗介助	患者をベッドから車椅子まで移動させる。片麻痺の腕は引っ張らない。（右側の統合：平行移動）：患者を座る前に横向きにする。残存機能を活用する。スライディングボードの使用は可（強制はしない）。
患者のネグレクトを考慮する	食べ物を目の前に置く。衛生：右側も忘れずに、患側をブラッシングし、右側を思い出させるようにする。
患者に腕の鎮座法を示す	（例）手を平らに保つことを忘れない。
患者と一緒に朝食の準備をする	頻繁に右手を使うことを教える。
作業中、正しい姿勢を維持する	モビライゼーションは、人間工学に基づいていること。
患者が安全に移動できるようサポートし、助言する	（例）移動前の環境コントロールの仕方、車椅子のたたみ方、手の位置を確認する（片麻痺の手が怪我をしないようにする）
ケア後の清掃	
衛生原則の維持	競技者は、必要に応じて手洗いか、消毒する
帰る前に、他に何か必要なものがないか尋ねる	
安全性：困ったことがあれば誰にでも電話できるようにしておく	電話端末の確認
状況の記録	患者の状態／モビライゼーション：どうだったか／朝食の準備：自身でできたこと 等

出典：WSC2022SE 41Health and Social Care marking scheme をもとに和訳

評価課題と評価基準（測定基準）の例②（2022年大会、在宅ケア場面課題より）

設定課題：認知症の患者とのコミュニケーション

ゲオルグ・ラング氏65歳。アルツハイマー型認知症の方。在宅介護と娘の援助を受けて自宅で暮らしている。家の中の様々な部屋の位置を見つけるのに苦労しており、何度か自分の部屋を探しているところを発見される。彼の部屋のドアに彼の名前が書かれているが、役に立っていない。彼は食事の際に刃物を使うのに支障がある。写真撮影、読書、散歩が趣味。妻を2年前に亡くしている。引退する前は写真家として働いていた。娘1人、孫2人（8歳と5歳）。娘の外出のため、訪問介護に来た。

評価細目（測定基準）	評価細目説明
適切なコミュニケーション	患者に自己紹介をする。患者に名前呼びかける。患者が話しているときは話を遮らないようにする。患者の要求を受け入れる。
患者との信頼関係の確立	アイコンタクトを保ち、患者と同じ高さに座る。患者が答えたら励ましの言葉をかける。患者が言われたことを理解しているかどうかを確認する。
娘に会いに行きたいという患者に、プロフェッショナルな態度で管理する	患者の気をそらし、部屋に留まらせる（例えば、家族の写真を見せるなど）。
検証方法1：感情と情動を検証する	患者が示している感情を伝えることで、感情や情動を検証する。
検証方法2：簡単な質問／質問しない対応	「はい/いいえ」で答えられる簡単な質問。または質問をしない。突っ込んだ質問は避ける。
患者の状況に応じたコミュニケーション：短文で	短文の使用
コミュニケーション：相手の認識を否定しない	その場の現実に従う
現実志向	カレンダーを示して日付・曜日を伝える。日付・曜日を聞くことはしない。
衛生原則の維持	競技者は、必要に応じて手を洗うか消毒をする。
回想療法（伝記）：壁の絵	患者の人生について話すときに、部屋で患者の視覚資料（伝記）を使用する。
回想療法：患者がある人物や昔の出来事を思い出すのを助ける	家族の写真を使用して伝記のきっかけを刺激し、患者を落ち着かせる。
回想療法：トピック写真	写真に関連するものを使用する（室内）。
自分自身を落ち着かせることで患者を落ち着かせる	同じ高さに座って落ち着く。
競技者が患者と話すときのアイコンタクト	
安全な環境の確保	例：邪魔な家具や転倒防止用ストラップを取り除く
出かける前にキッチンを片付ける	

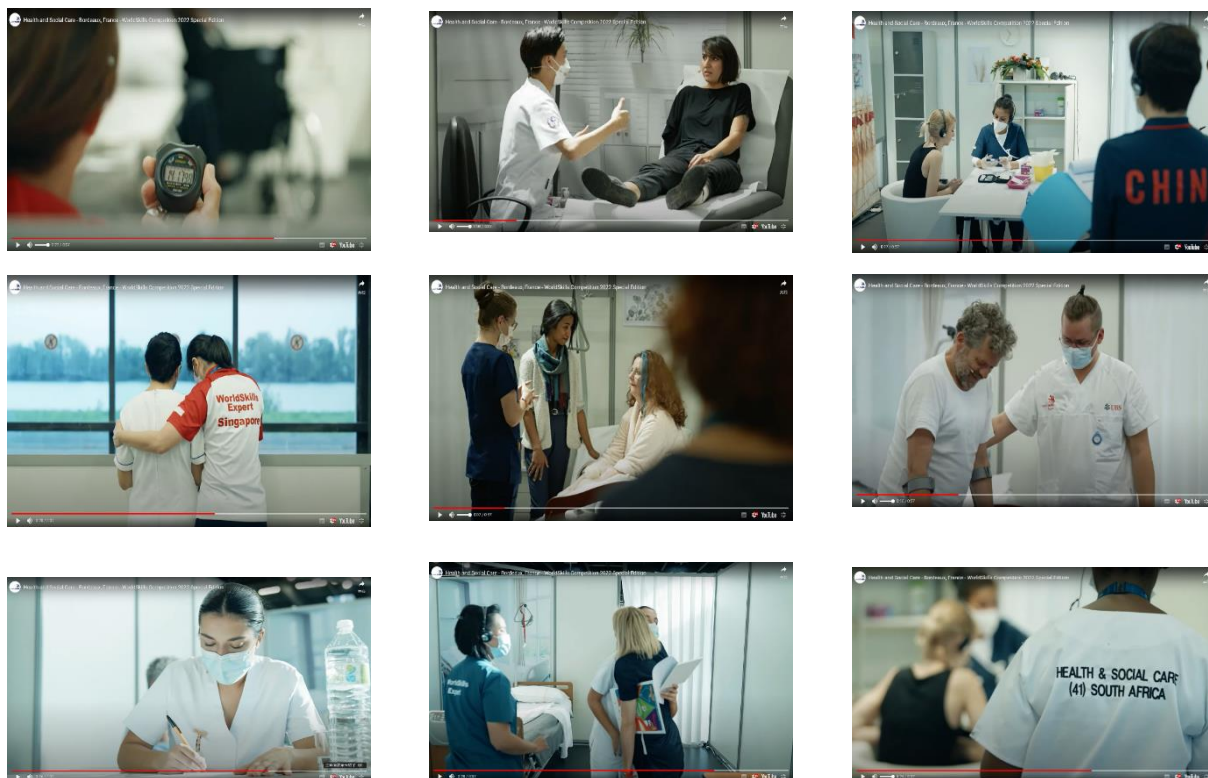
(3) 技能五輪国際大会 Health and Social Care部門の競技手法からの示唆

技能五輪国際大会（WSI）のHealth and Social Care部門においては、医療知識及び処置対応が求められる課題設定となっており、日本の介護技能、介護技術とは領域が一致していないことに留意が必要であるが、競技大会手法としては、競技者1名による競技、患者役のモデル（俳優）を用いたシナリオを用意した競技開催、患者（要介護者）の個別性を伴うケア対応について、4日間16モジュールを設定することで、多機に渡る技能を評価しようとする設計、うち4モジュールはまで非公開とされ、状況可変下による対応力を評価する設計とする等の手法をとっている。また、審査にあたっては、評価基準化を図り、採点基準の事後公開、複数人による審査体制、測定可能な基準化（測定基準と判定基準の組み合わせによる客観基準化）など、技能五輪全国大会の対人サービス部門と共通する事項が確認できる。

一方で評価の視点は、競技者の対応に向けられており、評価基準は、プロセス評価となっており、モノづくり部門とは異なる性質の競技といえる。（一部課題のうち、所定時間内でのポスター作成課題があり、競技者の作品（出来栄）評価も含まれている。）

プロセス評価にあたっては、個別の評価課題ごとに、測定可能な評価基準を細目レベルまで作成し、できる限り客観性を確保すべく、測定基準を設定している。競技課題の構成パターンとしては、①課題に応じた個別のプラン作成スキル、②対応実践（医療処置、介護）スキル、③コミュニケーションスキル、④アセスメントスキル（疾患や高齢者のケアの知識に基づく）と整理でき、詳細な測定基準の設定例とともに、サービス職種における評価の仕方の一例としての参考といえる。

Health and Social Care部門の競技風景



出典：<http://worldskills2022se.com/skills/health-and-social-care/index.html>

3 民間団体等で取り組まれている介護技術に関する競技大会の調査

介護技術に関する競技大会については、一部の民間団体等において、既に競技大会が行われてきている。ここでは、先行事例として全国ないし各地で開催されている競技大会を取り上げ、競技大会運営方法、及び評価方法を調査し、介護分野の競技大会の手法を探ることとした。本事業においては、以下の競技大会等について、ヒアリング調査を行った。

（ヒアリング手法：大会会場視察／訪問面談／オンライン会議等）。

◎民間団体等で取り組まれている介護技術に関する競技大会調査

調査対象	
第13回オールジャパンケアコンテスト (AJCC) 視察及びヒアリング	オールジャパンケアコンテスト大会関係者： (NPO) メイアイヘルプユ-、(社福) こうほうえん、 (株) 大起エンゼルヘルプ (令和5年10月15日、12月26日、令和6年1月20日)
静岡県介護技術コンテスト大会関係者 ヒアリング	静岡県介護福祉士会（令和5年12月18日）
石川県介護技術グランプリ大会関係者 ヒアリング	石川県、石川県介護福祉士会（令和5年12月25日）
長野県介護技術コンテスト大会関係者 ヒアリング	長野県、長野県社会福祉協議会（令和6年1月15日）
青森県介護技術コンテスト大会関係者 ヒアリング	青森県社会福祉協議会（令和6年1月17日）
第12回介護甲子園視察	日本介護協会（令和5年11月21日）

(1) オールジャパンケアコンテスト (AJCC)

民間団体により、全国規模で実施されている介護競技大会としては、オールジャパンケアコンテストの取り組みがあげられる。本コンテストは、「介護に携わる者の知識・技術の向上を高めること」、「地域・社会に介護への関心と理解を深めること」を目的に毎年開催されており、令和5年度で13回の実績を有する。また目的には、介護と看護は両輪として機能するものであり、より介護への理解を深め介護分野のステイタスを上げていくべき、との意図も含まれる。



写真：
主催者提供

① 大会運営・競技方法について

大会は、大きくは 1) 介護業務従事者を対象とした部門（社会人部門）と、2) 養成校学生を対象とした部門（学生部門）に分けられ、1) については、事前レポート提出及び競技会場での実技、2) については動画投稿方式で実施されている。介護業務従事者部門の競技対象は、経験年数で部門が分けられ（5 年未満／5 年以上）、競技課題は基本的な介護技術だけでなく、「認知症」「看取り」といった部門も設けられており、多様な年齢層・経験年数の介護従事者が参加できる設計としている。実技後は、審査員（アドバイザー）からのフィードバックの機会も用意されており、大会での介護従事者・審査員間の交流の機会も含め、大会の意義に繋がっているとのことである。以下に、介護業務従事者を対象とした部門についての運営手法・競技方法について示す。

◎介護業務従事者を対象とした部門の大会運営・競技手法

主催団体	● オールジャパンケアコンテスト実行委員会（主管法人：社会福祉法人こうほうえん、SOMPO ケア株式会社、株式会社やさしい手、東京ロイヤル株式会社）
参加資格	● 実務経験のある介護従事者で、医療・介護・障がい等の事業所（法人）に所属している方。年齢制限なし。国家資格要件なし。
参加方式	● 応募式。予選会等なし。個人参加／事業所参加のいずれも可。
競技部門	● 食事・入浴・排泄・認知症・看取り・外国人介護士 のいずれか 1 部門。 ● 経験年数 5 年以上部門／経験年数 5 年未満で部が分けられている。
競技方式	● 設定課題についての競技者 1 名ごとの競技。 ● 事前レポート提出（400 字）及び、競技会場での実技（7 分）
利用者役	● モデル（当該分野の専門職）が演じる。主催者側によるモデル手配。 ● 利用者役用のシナリオを準備。
課題作成	● 部門ごとに審査員（アドバイザー）が作成。（毎年度）。
評価基準	● 各課題に即して、審査員（アドバイザー）が作成。（毎年度）。
審査員要件	● 指導的な役割を担う専門職、介護専門職、リハ職等。推薦・紹介選出。
審査体制	● 各部門 2 名審査体制で審査。

② 競技課題と評価基準について（第13回大会の介護従事者を対象とした部門）

各部門別に、設定課題の利用者の状態等の情報と、設定場面、支援課題が提示され、所定の時間内での実技にて競技がなされる。審査は、介護行為・対応に係る評価基準（7 項目等）に基づき、複数名の審査員（アドバイザー。当該分野の専門家）による 5 段階判定（5. 適確、4. 良い、3. 普通、2. 要努力、1. 要再考）で採点（判定）される。

評価視点は、介護の基本理念に基づく、利用者の意向確認、尊厳の保持・配慮、自立支援、介助技術、コミュニケーションの仕方等があげられ、競技者の利用者の意向、自立支援、尊厳に寄り添う姿勢は、評価ポイントとなる。また、対応のプロセス評価に加え、食事部門（第13回）においては、対応の結果としての利用者役の視点（高齢者の満足）も評価対象に組み込まれている。審査は、事前レポート得点と競技得点の計で評価される。

◇評価課題と評価基準の例

◎◎ 課題例（食事介助／抜粋）

【利用者の状態等に関する情報】年齢、要介護度、障害高齢者日常生活自立度、認知症高齢者日常生活自立度等

【課題】半年前に脳梗塞を発症し後遺症で利き手側の右半身に麻痺があります。夫婦二人暮らしです。週3回通所リハビリで左手を使って食べる練習をしています。その他の日は訪問介護のサービスを受けています。自宅でのおやつと水分補給の支援をしてください。

チェック項目（各項目5点満点）	
①	高齢者の意向や意思を尊重していた。 ・ケア前の説明と同意を得た ・無理強いをしていなかった ・思いを汲み取れた
②	おやつが安全に食べられる環境づくりをしていた。 ・椅子と食卓の間隔は適切であった ・誤嚥を防ぐ姿勢を取っていた（身体の傾きに気づき姿勢を直すことができた） ・衛生面に配慮した
③	安全なおやつの提供ができていた。 ・覚醒状態の確認ができた ・口の中に食べ物が入っている状況ではなしかけなかった ・適切な用具が使用されていた
④	自立支援への配慮で高齢者の協力を得ながら介助が行われていた。 ・メニューを説明し、選択してもらえるような声かけであった ・自分で出来ることを確認していた ・できる限り本人にしていadakような声かけ介助を行った ・意欲を引き出すような声かけであった
⑤	これから行う介助の説明、声かけの位置が適切に行われていた。 ・麻痺側に立ち介助・声掛けを行った ・腰を下ろし、目線を合わせて会話をしていた ・介助の都度説明をしていた
⑥	おいしくおやつができる雰囲気になるよう、コミュニケーションが行われていた。 ・介助者の表情や声のトーンはおいしく食べられるように配慮されていた
⑦	高齢者の満足が得られた。 ・高齢者の好反応が得られた（美味しかった・満足した・苦痛の緩和など）

（２）静岡県介護技術コンテスト（静岡県、静岡県介護福祉士会）

静岡県介護技術コンテストは、介護技術の向上と、県民の介護への理解を深めることを目的として開催している。同コンテストでは、毎年1課題を設定し、競技を実施している。10回目となる令和5年度では、従来の基本介護技術競技（入浴・食事・排泄）を離れ、「認知症のある方への支援」を競技課題に取り上げ、事業所（チーム）による「個別援助計画」の作成と、チーム代表者による、設定課題の実技との構成とし、認知症の方の介護過程の展開、認知症の方への対応スキルに焦点を当て、競技にしている。

① 大会運営・競技方法について

◎大会運営・競技手法

主催団体	● 静岡県、静岡県介護福祉士会
参加資格	● 初任者研修修了以上の介護業務従事者。年齢制限なし。
参加方式	● 応募式。予選大会なし。事業所参加。
競技部門	● 年度ごとにテーマ設定をしている。 ● 第10回大会：「認知症のある方への外出支援」
競技方式	● 課題にある「個別援助計画」作成は、事業所（チーム）単位。競技大会場において、うち代表者1名による実技（10分）＋ディスカッション（3分）
利用者役	● モデル（介護専門職）が演じる。主催者側がモデル手配。 ● シナリオの準備、審査員との事前打合せ
課題作成	● 県と協議の上、県介護福祉士会が作成。
評価基準	● 県と協議の上、県介護福祉士会が作成。
審査員要件	● 県介護福祉士会による選定。研修講師陣等。
審査体制	● 競技者1人につき2名の審査体制（×3ブースに分かれ実施。計6名による審査） ● モデル役も審査に参加。（審査点2点を有する） ● 学生も審査に参加。（先輩の競技を見学した感想）

② 競技課題と評価基準について（第10回大会）

事業所（チーム）で作成した「個別援助計画」を事前に提出の上、競技会場では、代表者1名が競技に臨む。設定課題では、詳細に利用者状態の設定がなされており、各資料の利用者情報を踏まえ、認知症の利用者の個別性に配慮した対応ができるかを評価対象としている。個別性への対応として、競技者の事前申請により3点まで物品持ち込み可とするなど、競技者側の工夫も評価しようとしている。

評価基準は、複数名の審査員（介護専門職・研修講師等）の評価（計13点）では、評価基準に即し、ケア対応についてできたか（1点）／できなかったか（0点）を採点する、プロセス評価となっている。また審査員評価に加えてモデル役の介護専門職による、利用者視点での対応結果の評

価（計2点）も評価基準として組み込まれる。更に、競技終了後のディスカッションにおいて、「個別援助計画」に即した実践がなされていたかも採点対象とし、競技を見学した福祉系学生も「学生審査」として参加する（感想、気づき等）。現場で求められる実践的なスキルについて、実技に加えて、多側面から評価する設計と読み取れるが、各年の課題設定や運用は固定的ではなく、課題に応じて評価基準や方法に新たな試みを取り入れているとのことである。

◇評価課題と評価基準の例

◎課題：認知症の方への外出支援

【利用者の状態等に関する情報】居宅サービス計画書（1）、居宅サービス計画書（2）、週間サービス計画表、ADL情報、利用者の基本情報、生活状況、健康状態等、趣味・好む活動、家族構成、使用福祉用具、サービス利用状況、最近の様子

【課題】福士花江さん（74歳女性）は、整容と着替えを済ませ、今の椅子に座っています。デイサービスに行くための支援を行ってください。

◎競技方法

- 当日の競技にあたり、個別援助計画書の作成し、事前提出。個別援助計画書は、チーム（参加事業所）で作成し、個別援助計画書作成のポイントにつき、事前提出する。
- うち競技者1名（代表者）が、競技会場にて実技。競技で使用する物品の持ち込みは3点まで可。（競技時間10分）

評価表（抜粋）

コミュニケーション	■ わかりやすいように挨拶をしたか
	■ 体調確認
	■ 今から行うことを分かりやすく説明したか
	■ 気持ちに配慮した言葉がけをしていたか
準備	■ 外出する為の準備の説明と同意を得たか
	■ バッグ内の確認をすることの説明と同意を得たか
	■ 連絡帳の内容確認をしたか
移動介助	■ 車いすの安全点検ができたか
	■ 椅子からの安全な立ち上がりの介助ができたか
	■ 歩行時の安全確認と自立支援に対する対応ができたか
着衣の介助	■ 自己選択できるようハンカチの用意ができたか
	■ 右肩の動きに配慮した介助ができたか
外出する際の支援	■ 外出する際の室内点検ができたか（戸締り、消灯）
モデルによる評価	■ 言葉かけはわかりやすかったか
	■ 介助を受けて安心できたか
小計 点／15点	
表現力・介護の工夫	
アピールポイント	
人物像の捉え方	
体調確認 プラスありなし	
点／20点	

(3) 石川県介護技能グランプリ（石川県、石川県介護福祉士会）

石川県主催の「いしかわ介護フェスタ」の一環として、開催されてきたコンテストであり、令和5年度で9回の実績となる。開催の目的は、介護現場で活躍している介護職員の更なる資質向上を目指す、としており、「設定課題」の実技だけではなく、課題に対して、どのように対応することがよいか、施設内での議論を通じた学びも大会のねらいであり、施設・事業所単位での応募式としている。令和5年度は「石川県介護ロボット地域フォーラム」との併催として、協賛企業の協力のもと、介護ロボットの活用（食事部門）も設定課題に組み込んでいる。



令和5年度いしかわ介護フェスタのチラシ

① 大会運営・競技方法について

◎大会運営・競技手法

主催団体	● 石川県、石川県介護福祉士会
参加資格	● 県内の現役介護職員。年齢制限なし。
参加方式	● 施設・事業所単位での応募式。予選大会なし。
競技部門	● 食事・入浴・排泄の3部門
競技方式	● 競技者1名による実技（10分）
利用者役	● モデル（介護専門職）が演じる。主催者側が手配。
課題作成	● 県と協議の上、県介護福祉士会が作成。：第9回は介護ロボットを用いた介助の視点を入れた。
評価基準	● 県と協議の上、県介護福祉士会が作成。
審査員要件	● 大会実行委員会（県介護福祉士会）が選定。推薦式。介護専門職。
審査体制	● 1部門3名体制（計9名）

② 競技課題と評価基準について（第9回大会）

競技課題は毎年作成しており、課題に即した評価基準を作成している。

評価基準では、課題に即した行為・対応の介護技術を分解し、動作手順、立ち位置等を含め、具体的な表現を用いて明文化している。令和5年度は、県介護フェスタ協賛企業の協力を得て、参加事業所・施設に介護機器を一定期間貸し出すとともに、設定課題に機器を用いた対応の評価を組み込み、競技化している。

評価視点としては、尊厳、コミュニケーション、機器を用いた安全配慮、自立支援の視点等について基準化しており（食事介助の例）、「自尊心配慮」「共感」といった、競技者の姿勢に関する視点も含まれている。

◇評価課題例

◎課題（食事介助）

【利用者の状態等に関する情報】要介護度等。基本的な心身の状態（骨折等のケガの状況、麻痺の状況、車いすの利用、移乗サポートロボット利用の経験、認知症の状況、会話・嚥下に関する情報）、個別援助計画書の短期目標

【課題】田中さんは自室でいすに座り、テレビを見て過ごしていましたが、喉が渇いたため、ホールの飲料を希望しています。移乗サポートロボット（HugモデルL1-01）を使用して、いすから車いすへの移乗を介助してください。その後、ホールのテーブルまで案内し、引水に必要な支援を行ってください。

（例） コミュニケーション／移乗介助／移動介助／歯磨きの介助等の観点に対して、行為・対応に関する評価項目(20項目)を設定の上、評価（各1点・計20点）

（４）長野県介護技術コンテスト（長野県、長野県社会福祉協議会 他）

「信州ふっころフェスティバル」の一環として実施される、令和5年度で第4回目となる、チーム単位での動画応募型の介護技術コンテストである。大会の目的は、介護職員の介護技術の向上と介護の魅力発信、介護の仕事の普及啓発であり、ゲスト審査員（タレントや落語家等起用）を取り入れ、入賞者の動画のHP掲載など、介護技術向上のみならず、フェスティバルしても位置付けられるコンテストといえる。

① 大会運営・競技方法について

◎大会運営・競技手法

主催団体	長野県、長野県介護福祉士会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県介護福祉士養成施設連絡会、長野県社会福祉協議会の5団体の主催で実施。
参加資格	【学生チーム】介護の仕事を目指す学校の学生 【福祉職員チーム】介護の職場で働く介護職員 ※年齢制限や国家資格等の要件なし。
参加方式	チーム単位での応募式。一次審査あり。
競技部門	【規定部門】1チーム3～5名。（介護者役2名・利用者役1名） 第4回の競技課題は「車いすへの移乗」。 【エピソード部門】1チーム5名以内。

◎規定部門の競技形式

競技方式	会場での実技ではなく、課題に則した動画を撮影して応募（5分）。
利用者役	参加チーム内の1人が担う（競技者が用意）。
課題作成	主催団体が毎年作成。
評価基準	主催団体が課題に即し、審査チェック項目を作成。
審査員要件	主催の各団体からの推薦をもとに選定。
審査体制	一次審査：県介護福祉士会による審査（10チームを選定）。 二次審査：審査員6名体制による審査。

② 競技課題と評価基準について（第4回大会の規定部門より）

「規定部門」の競技課題は、毎年1題とし、第4回は、設定課題「車いすの移乗介助」として開催された。チーム競技としての技能評価として、利用者役とのコミュニケーション、自己決定、自立支援、介助技術、安全配慮、気持ちの汲み取り、知り得た情報の活用、介護者間の連携ができていたか等につき、10項目の評価基準につき、審査員が4段階（0～3点）で評点する構成としている。

◇評価課題と評価基準の例

◎課題：車いすへの移乗（第4回大会）

【利用者の状態等に関する情報】利用者の状況（ICF構成要素／状況、健康状態、心身機能、身体状況、活動、個人因子、環境因子）

【課題】松本幸子さんは、「ひ孫の七五三のお祝いにプレゼントしたい」と先週から写真縦のフレームの飾りつけをしています。「なかなか上手にできないので時間がかかるけれど、ひ孫の喜ぶ顔を想像したらがんばれる」と14時半からホールにでかけ、水分も摂らずに集中して作っていました。16時過ぎになり、「疲れたので部屋に行って休みたい」と言っています。松本さんに水分を摂ってもらい、車いすに移乗し居室に戻るまでの介助をしてください。

◎競技方法

- 当日の競技にあたり、個別援助計画書の作成し、事前提出。個別援助計画書は、チーム（参加事業所）で作成し、個別援助計画書作成のポイントにつき、事前提出する。
- 動画の提出。（自己紹介30秒、実技5分、説明30秒で構成。実技部分の編集はしないことが条件）

評価表（抜粋）

審査項目	
1	利用者とのコミュニケーションが適切にできたか
2	自己選択・決定ができたか
3	残存能力を活かすことができたか
4	車いす移動・移乗時に適切な介助ができたか
5	安全や安楽への配慮ができたか
6	本人の気持ちや思いに配慮した関わりができたか
7	環境因子・個人因子を活用できたか
8	介護者同士の連携や役割分担が適切にできたか
9	根拠に基づいた介護内容が説明できたか
10	介護の創意工夫が説明できたか

(5) 青森県介護技術コンテスト（青森県社会福祉協議会）

青森県社会福祉協議会の主催で実施されてきたが、コンテストは、2022年をもって終了した。終了の理由は、コンテストのオンライン観戦者数が想定ほどは集まらず、開催目的の一つである「介護人材の不足が課題となる中、県民に対して介護の魅力を発信」することが期待できないと判断されたためとのことである。

① 大会運営・競技方法について

◎大会運営・競技手法

主催団体	社会福祉法人青森県社会福祉協議会の主催で実施 (青森県介護福祉士会、青森県老人福祉施設協会、介護福祉士養成校が協力)
参加資格	【学生チーム】 青森県内で福祉を学ぶ学生、生徒 【福祉職員チーム】 介護の職場で働く介護職員 ※年齢制限や国家資格等の要件なし。
参加方式	チーム単位での応募式。一次審査あり。
競技部門	【学生部門】 1チーム2名以上。(介護者役1名以上・利用者役1名) 【一般部門】 1チーム2名以上。(介護者役1名以上・利用者役1名) 2022年の競技課題は両部門共通で「左片麻痺の方の移動介助」。
競技方式	競技チームによる実技(8分)。
利用者役	参加チーム内の1人が担う(競技者が用意)。
課題作成	主催団体が毎年作成。
評価基準	主催団体が課題に即し、審査チェック項目を作成。
審査員要件	協力団体からの推薦をもとに選定。
審査体制	青森県介護福祉士会から2名、青森県老人福祉施設協会から2名、介護福祉士養成校の先生1名の5名体制による審査。

② 競技課題と評価基準について(2022年大会)

「学生部門」と「一般部門」を新設したのは、学生の応募が増えることを期待したためであったが、2022年の応募はなかった。両部門とも競技課題と評価基準に違いがあるわけではなく、競技課題は毎年1題で、2022年は「左片麻痺の方の移動介助」として開催された。

技能評価として、36項目(コミュニケーション、健康状態の確認、移動・杖歩行介助等の観点)について審査(0-できていない、1-あまりできていない、2-よくできている)で評点する構成としている。

◇評価課題例

◎課題：左片麻痺の方の移動介助（2022年大会）

【利用者の状態等に関する情報】利用者の状況（ICF構成要素／要介護等級、健康状態、既往歴、全体像、心身機能構造、活動、参加、環境因子、個人因子）

【課題】青森太郎さん（仮名・66歳・男性・要介護3）は、左片麻痺があり、移動は右手右足を使って車いすを使用し、見守りがあれば自走できます。車いすから椅子への移乗は自分の力を使ってできます。また、半側空間無視があるため、左側の空間への注意が向かないところがあります。

今日はデイサービスに来ていて、ホールで車いすに座っています。デイサービスを早退するため、車いすを自走してホールから玄関へ向かい、車いすから椅子へ移乗し、上着を着て帰り支度をするまでの介助を行ってください。

◎競技方法：会場での実技

（6）全国高校生介護技術コンテスト（全国福祉高等学校長会）

全国福祉高等学校長会が主催する、福祉を学ぶ高校生を対象とした介護技術コンテストであり、目的として、「福祉を学ぶ高校生の介護技術を高め、さまざまな介護場面において、適切かつ安全に支援できるようになること」としている。大会は学校単位での応募となり、県単位の予選会有り、その優秀校が地区大会に進み、さらにその地区大会を勝ち抜いた代表12校が全国大会に出場するというスタイルで、競技はチーム（3名以内）で競われる。

① 大会運営・競技方法について

◎大会運営・競技手法

主催団体	全国福祉高等学校長会
参加資格	福祉を学ぶ高校生
参加方式	学校単位での応募。予選大会あり。1チーム3名以内（競技は2名）。
競技部門	移動・排泄・食事の3部門の課題が設定され、競技者はそのうちの1つまたは2つ以上を組み合わせたものを自らの課題として選択する。
競技方式	競技チームによる課題検討25分、競技7分、説明2分。
利用者役	審査員のうちの2名が利用者役を担う（主催団体が用意）。
課題作成	主催団体の実行委員会が毎年作成。
評価基準	利用する評価表は毎年共通しているが、具体的な評価基準については、1チーム目の競技が終わった後に審査員が集まって協議し、具体的な詰めを行うのが慣例化している。
審査員要件	実行委員会が主催の全国福祉高等学校長会と相談のうえ選定。
審査体制	審査委員長1名、審査員6名（うち2名は利用者役）。

② 競技課題と評価基準について（第8回新潟大会）

課題は、大会1か月前に発表される「事前課題」と大会当日に発表される「当日課題」とがあり、競技チームには当日課題の検討時間が25分間与えられる。その間に競技チームは実技内容を検討したうえで実技に臨む。

競技は2チーム同時に行われ、それぞれに審査員2名が付き、審査委員長は2チームの実技が見られる位置で双方を審査する。最初の2チームの実技が終わったところで長めの休憩時間がとられ、その間に審査員は集まって具体的な評価基準についての詰めを行う。

また、評価においては、実技における介護技術だけでなく、競技後の説明時間における説明も評価対象になっている。

◇評価課題と評価基準の例

◎課題：移動介助（第10回福井大会）

【利用者の状態等に関する情報】利用者の状況（ICF構成要素／状況、健康状態、心身機能、身体状況、活動、個人因子、環境因子）

【事前課題】栃木明子さん（78歳・女性）は2年前に脳梗塞を発症し、その後遺症として左上下肢不全麻痺の状態である。夫が他界後、長男夫婦と一緒に生活していたが、長男夫婦が仕事の関係で介護ができなくなったため、1ヶ月前より介護老人保健施設に入所となった。

入所当初は体調を崩すことも多かったが、最近は施設での生活にも慣れ始め、体調を崩すことも少なくなった。職員とコミュニケーションをとるようになってからは、積極的にリハビリテーションにも取り組むようになり、自分のことは自分でやりたいと伝えるようになった。また、家で生活をしたいという思いが入所当初より強くなっている。

【当日課題】栃木明さんは、ホールで長男夫婦に手紙を書き終え、肘掛け椅子から車いすに移乗して座っています。これからホールを出て居室までの移動の支援を行ってください。居室移動後はベッドへの移乗、カーディガンの脱衣を行い、安定した端座位をとるまでの支援を行ってください。なお、カーディガンの収納場所は床頭台の上段引き出しとします。手紙については施設のポストに投函する支援を行ってください。ベッドの高さは一番下に下がっています。

※利用者の返事は、うなずく、首を振る、指をさすのみです。

◎競技方法：会場での実技

評価項目（第8回大会）

審査項目	
1	利用者とのコミュニケーションが適切にできたか
2	個人を尊重できたか
3	自己決定を尊重できたか
4	自立に向けた支援ができたか
5	安全や安楽への配慮ができたか
6	個人因子や環境因子に基づいて支援できたか
7	介護者同士の連携や役割分担が適切にできたか
8	手際よく介護ができたか（7分以内）
9	根拠に基づいて介護内容を説明できたか
10	実際に行った介護について説明できたか
11	介護の創意工夫点を説明できたか

(7) 民間団体等で取り組まれている介護技術に関する競技大会調査 一覧表

①コンテスト形式 (1/2)

	1	2	3
コンテストの名称 (開催実績)	オールジャパンケアコンテスト (第13回)	静岡県介護技術コンテスト (第10回)	石川県介護技能グランプリ (第9回)
主催団体名(組織)	オールジャパンケアコンテスト実行委員会 主管法人：社会福祉法人こうほうえん、 SOMPOケア株式会社、株式会社やさしい手、東京ロイヤル株式会社	静岡県 (静岡県介護福祉士会が受託して開催)	石川県 (石川県介護福祉士会が実務部分を受託)
目的	介護に携わる者の知識・技術の向上を高めること、地域・社会に介護への関心と理解を深めること	介護職員の皆さんが日頃の業務で身につけた介護技術を発表し、技術の高さや専門性を競うことで、介護技術の向上を図るとともに、県民の皆様にも介護への理解を深めていただくこと	日々、介護現場で活躍している介護職員等が更なる資質向上を目指し、食事・入浴などの介助技術のコンテストを実施
参加者の要件等	介護従事者対象の部門と、学生部門とに分けられる。 【介護従事者】実務経験のある介護従事者(在宅介護・施設介護)で医療・介護・障がい等の事業所(法人)に所属している方(全国) 外国人介護士分野は、外国籍の方でEPA・技能実習・特定技能・在留資格「介護」などの枠組みで介護業務を行っている方(全国)	介護福祉士又はホームヘルパー2級以上もしくは初任者研修課程以上修了者で、介護業務に従事している方 過去、静岡県が実施した介護技術コンテストにおいて最優秀賞を受賞していない方	石川県内の現役介護職員
対象部門等	7部門：食事・入浴・排泄・認知症・看取り・外国人介護士、養成校学生 A部門：実務経験年数5年以上(各部門10名以内) B部門：実務経験年数5年未満(各部門10名以内)	1部門： 認知症のある方の外出支援(2023)	3部門： 食事・入浴・排泄
参加者募集方法	部門別に応募式： 個人・施設・事業所での応募 (個人の場合は、施設・事業所の承諾が必要) (予選大会等なし)	応募式： 所属長の承認の上、個人単位での応募 (予選大会等なし)	応募式： 施設・事業所単位での応募 (選手・施設・事業所の推薦が必要) (予選大会等なし)
直近の大会実績 参加者数等	6部門：100名 養成校部門：9校	13名(2023)	23名(2023)
競技の実施方法	競技会場での介護実技／ 動画撮影投稿(養成校学生分野のみ)	競技会場での介護実技／ディスカッション	競技会場での介護実技
	部門別に、競技者1名の実技	個別援助計画：事業所(チーム)で作成の上、競技会場で競技者1名(代表者)の実技	競技者1名の実技
競技中の利用者(役)について	利用者役(モデル)を主催側が用意(介護専門職) ※高齢者役のシナリオあり	利用者役(モデル)を主催側が用意(介護福祉士会の会員) ※審査員とモデルとで、打合せ、採点項目すり合わせも有。	利用者役(モデル)を主催側が用意(介護福祉士会の会員)
競技課題等	事前レポート提出のうえ、大会会場にて設定課題の実技 ・ 設定課題(部門別) ・ 課題用環境設定(間取り設定、備品等配置) ・ 高齢者役配置(シナリオ有) ・ 各実技時間：7分	個別援助計画書を提出のうえ、大会会場にて設定課題の実技 ・ コンテスト課題 ・ 居宅サービス計画書 ・ 人物像 ・ 実技時間：10分 ・ ディスカッション：3分	・ 課題(部門別) ・ 要介護等 ・ 基本的な心身の状態 ・ 個別援助計画書 ・ 会場イメージ図 ・ 実技時間 10分
課題設定	食事・入浴・排泄・認知症・看取りの対応場面(※利用者状態：課題別に設定)利用者状態は、特殊な疾患例ではなく、一般的な事例(多い疾患等)。参加事業所が共通的に取り組める課題としている。(2023)	認知症の方の個別援助計画書作成とデイスサービスに行くための外出支援(着衣介助、移動介助)(※利用者状態：詳細設定)(2023)	食事・入浴・排泄の対応場面(移乗介助)(※利用者状態：課題別に設定)(2023)
課題(例)	食事分野： 自宅でのおやつと水分補給の支援	認知症： 整容と着替えを済ませ、居間の椅子に座っている方へのデイスサービスに行くための支援	食事部門： 移乗サポートロボットを使用し、いすから車いすへの移乗介助。その後、ホールのテーブルまで案内し、飲水に必要な支援

4	5	6	7
長野県介護技術コンテスト (第4回)	青森県介護技術コンテスト	かがわ介護王座決定戦 (第10回)	全国高校生介護技術コンテスト (第10回)
長野県、長野県介護福祉士会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県介護福祉士養成施設連絡会、長野県社会福祉協議会	社会福祉法人青森県社会福祉協議会 介護啓発・福祉機器普及センター	香川県 (香川県介護福祉士会が実務部分を受託)	全国福祉高等学校長会
介護の仕事を目指す学校や介護の職場で働く介護職員が、利用者の望む生活を実現するための介護技術を競い、その向上を図るとともに県民に介護のすばらしさを発信し、「介護の仕事」への理解を深めてもらうこと	介護人材の不足が課題となる中、県民に対して介護の魅力を発信し、介護への理解を深めてもらうとともに、介護職員等が形ある評価を得られることで、仕事に対するモチベーションや誇りを高められるよう、日頃の業務の取り組みや専門的な介護技術を発表する機会として開催	香川県内の介護職員の方々が、優れた介護技術を競い合うもの	高等学校で福祉を学ぶ生徒が、介護技術を競い合うことにより、高校生の介護技術を高めるとともに、様々な介護場面において、適切かつ安全に支援できるようになること
学生チーム： 介護の仕事を目指す学校の生徒 福祉職員チーム： 介護の職場で働く介護職員	学生部門： 介護を学んでいる学校の生徒 一般部門： 介護施設	香川県内で働く介護職員	福祉高等学校の生徒
1部門： ・車いすへの移乗（2023） ・右半身麻痺がある軽度認知症がある方の介助（2022）	実技部門：1部門 ・左片麻痺の方の移動介助（2022） ・事例発表部門	3部門： 食事・入浴・排泄 (3部門合計で王座決定)	A：移動の介護 B：排泄の介護 C：身じたくの介護 D：食事の介護 のうち、A～DまたはA～Dを組み合わせたものとする
応募式：チーム単位での応募 規定部門：1チーム3～5名 エピソード部門：1チーム5名以内 (一次審査あり)	応募式：所属長の承認を受けたうえで、個人で応募 一般部門：1チーム2名以上 学生部門：1チーム2名以上 (予選大会等なし)	応募式： 3名1組のチームでの応募・参加 (予選大会等なし)	選拔式：関東地区1校/北信越地区1校/東海地区1校/中国地区1校/四国地区1校/九州地区2校/開催県代表校1校/前年度最優秀賞地区1校の合計12校
規定部門：33チーム エピソード部門：16チーム(2023)	6チーム18名(2022)	7チーム21名(2023)	12校(1チーム3名以内、競技は2名)(2023)
課題に取り組む動画を撮影して応募。審査もその動画に対して行われる。	競技会場での介護実技	競技会場での介護実技	競技会場での介護実技
チーム(3～5)制： 介護実技1名以上、利用者役1名	チーム(2名以上)制： 介護実技1名以上、利用者役1名	チーム(3名)制： 部門別に競技者1名ずつ×3部門	チーム(3名)制： 介護実技：2名、利用者役1名
応募者が用意 (チーム内の1人が利用者役を担う)	応募者が用意 (チーム内の1人が利用者役を担う)	利用者役(モデル)を主催側が用意 (資格不明)	応募者が用意 (チーム内の1人が利用者役を担う)
・課題(部門別) ・利用者状況・生活状況など(状況・健康状態・心身機能・身体状況・活動・個人要因・環境因子・使用できる物品) ・会場見取り図 規定部門：自己紹介(5分)、実技(5分)、説明(30秒) エピソード部門：オープニング・本編・メンバー紹介(5分)	・問題・状況設定・基本情報・健康状態・心身機能構造・活動・参加・環境因子・個人因子 ・会場見取り図(物品や留意事項についての記載あり) ・実技時間 8分 ・事前提出シートあり	・課題(部門別) ・利用者の状況 ・会場レイアウト図 ・利用できる設備・用具 ・競技時間 7分	・事前課題と当日課題 ・事前課題(健康状態・心身機能・身体状況・活動・参加・個人因子・環境因子・使用可能な物品) ・当日課題(求められる介助内容) ・課題検討：25分 ・競技：7分 ・説明：2分
車いすへの移乗と移動介助(水分摂取の支援)(右上下肢麻痺の方への対応)(2023)	車いすへの移乗と移動介助(着衣の介助)(左片麻痺の方への対応)(2022)	食事・入浴・排泄の対応場面(杖歩行の介助)(認知症の方への対応)(2023)	食事・身じたく・排泄・移乗・移動の介助(視覚障害の方への対応)(2023)
移乗・移動： ホールで水分を摂らずに作業に集中していた利用者へ水分摂取の促しと車いす移乗、居室までの移動介助	移乗・移動： デイスービスでホールに座っている利用者の帰宅に向けての車いす自走の見守り、車いすから椅子への移乗介助、着衣の介助	食事部門： 食堂で食事を終えた、認知症の方への居室への移動(杖歩行介助)と、居室での口腔ケア	居室のベッドからの起居、着衣の介助、車いすへの移乗介助、地域交流スペースへの移動介助(2023)(視力障害の方への対応)

①コンテスト形式（２／２）

	1	2	3
コンテストの名称 (開催実績)	オールジャパンケアコンテスト (第13回)	静岡県介護技術コンテスト (第10回)	石川県介護技能グランプリ (第9回)
競技課題/ 評価基準作成	部門別のアドバイザー(審査員)が、課題、高齢者役のシナリオ、課題に対応した評価基準を作成。(毎年)	県と協議の上、静岡県介護福祉士会が、課題及び評価基準を作成。(毎年)	石川県介護福祉士会が課題及び評価基準を作成(毎年)
評価項目	7項目	競技:15項目(15点)+モデル評価(2点)+個別支援計画書(3点)	各部門とも20項目
評価視点 (1部門の例)	・ 高齢者の意向確認・意思尊重 ・ 環境づくり ・ 安全な食事提供 ・ 自立支援、協力動作の促し ・ 説明と同意、声かけの仕方 ・ コミュニケーション ・ 高齢者満足の視点 ・ 無駄のない動作、尊厳 等	・ 個別援助計画作成と計画に応じた対応 ・ コミュニケーション ・ 準備 ・ 移動介助 ・ 着衣の介助 ・ 外出する際の支援 ・ 利用者の視点 等	・ コミュニケーション ・ 尊厳保持 ・ 安全確保 ・ 自立支援 の視点を踏まえた ・ 機器を用いた移乗介助 ・ 飲水の介助
評価方法	事前レポートと実技結果を踏まえ、評価 <実技> 分野別7項目を5点満点で審査員が評価(5:適確、4:良い、3:普通、2:要努力、1:要再考) 審査員ごとの差があった場合には、競技終了後に審査員で協議	個別援助計画書と実技結果を踏まえ、評価 <実技> ・15項目の審査ポイントができたかできなかったか(0点か1点)を審査員が評価 ・モデルも、気持ちよく介護されたか等利用者の立場から出場者を評価(2点) <実技後> ・ディスカッションにおいて、事前に提出された「個別支援計画書」の内容が確認され、実際に計画通りにできたか等も採点(フリー得点3点)／計20点満点	実技を評価シートに基づいて評価。3名の審査員の合計得点で部門ごとの優勝者を決定。
審査体制	1分野・各部門2名体制で審査	出場者は3ブースに分かれて競技するため、ブースごとに審査員2名体制で審査(審査員は合計6名)	3部門それぞれに、審査員3名体制で審査(審査員は合計9名)
評価者(審査員)の 選定基準の有無	部門ごとに指導的な役割を担う分野の専門職、介護専門職、リハ職等(年により入れ替わりあり)	審査員の6名は講習会の講師等で、静岡県介護福祉士会内部で選定。モデル経験者が審査員になることもある。	実行委員会で選定(年により入れ替わりあり)
評価者(審査員)の 選定方法	推薦または紹介等	静岡県介護福祉士会内の推薦(利用者役(モデル)経験者がその後審査員になるケースあり)	実行委員会内の推薦
表彰等	参加者個人への表彰: 会場実技:優秀賞(各部門1名)、奨励賞(各部門1名)	参加者個人への表彰: 最優秀賞(県知事賞)、静岡県介護福祉士会会長賞(個別援助計画書優秀賞)、今回のみ審査委員特別賞(個別援助計画書特別賞)を増設	参加者個人への表彰: ・ 3部門それぞれに最優秀賞 ・ 部門を横断し、技能賞として「適切なコミュニケーション」「尊厳の保持」「安全の確保」「自立に向けての支援」の各賞
費用負担等	・ 参加費:15,000円/人 ・ 養成校部門は無料	・ 参加費:無料	・ 参加費:無料 ※運営費県助成あり
備考/メモ	・ 参加に年齢制限は設けていないが、経験年数5年以上、5年未満で部門を分けている。介護の仕事は、経験知において差が開くとの想定による。 ・ 課題設定にあたり、利用者状態は、特殊な疾患例ではなく、一般的な事例(多い疾患等)。参加事業所が共通的に取り組める課題としている。 ・ 介護の評価において、コンテストでは、利用者の意向把握、尊厳、自立支援、コミュニケーションを含めて評価している。 (AJCCヒアリング対応者談)	・ 昨年度までは、入浴・排泄・食事の3大介護を課題として選定してきたが、今回「認知症」をテーマに設定することとした。 ・ 評価課題テーマは毎年検討していく方針(看取り、介護ロボット等)。コンテストでは、普段の介護の状況が現れる。 (県介護福祉士会ヒアリング対応者談)	・ 石川県介護フェスタの一環。「石川県介護ロボット地域フォーラム」併催。 ・ 食事・入浴・排泄3部門で実施。他は課題設定が難しい。参加者は30～40代中心。 ・ 競技課題は応募後に提示。課題に対してどう対処するのがよいか、施設内で議論することを通じた学びも、大会のねらいとするところ。 ・ 課題に登場する介護ロボット:協賛企業から一定期間貸し出しあり。 ・ 参加施設に偏りが出ている。 ・ コンテスト参加・不参加の方針は、施設代表者や管理者の交代の影響を受けている可能性がある。 (県介護福祉士会ヒアリング対応者談)

4	5	6	7
長野県介護技術コンテスト (第4回)	青森県介護技術コンテスト	かがわ介護王座決定戦 (第10回)	全国高校生介護技術コンテスト (第10回)
—	—	—	—
10項目	36項目(課題により変動)	非公開	11項目(HP上に公開)
①コミュニケーション ②自己決定 ③残存能力活用 ④車いす移乗・移動の介助 ⑤安全・安楽への配慮 ⑥意思尊重 ⑦環境因子・個人因子の活用 ⑧介護者連携、役割分担 ⑨根拠に基づく介助内容説明 ⑩創意工夫	・ コミュニケーション ・ 健康状態の確認 ・ 移動 ・ 車いす介助 等	(評価表未入手)	①コミュニケーション ②個人の尊重 ③自己決定 ④自立支援 ⑤安全・安楽への配慮 ⑥環境因子・個人因子の活用 ⑦介護者連携、役割分担 ⑧手際よい介護 ⑨根拠に基づく介助内容の説明 ⑩実施した介護についての説明 ⑪介護の創意工夫点の説明
規定部門は実技結果を10項目の審査表 を利用して評価。各項目0～3点。 規定部門は、1次審査として介護福祉士会 の審査員が上位10チームを選定。その10 チームについて、全審査員(ゲスト審査員 を除く)が採点して最優秀チーム(県知事 賞)を決定するとともに、各賞を決める。 エピソード部門は、1次審査として事務局 の社会福祉協議会のメンバー数名が上位 10チームの選考。その10チームについて 全審査員で最優秀チーム(県知事賞)を決 定するとともに、各賞を決める。	競技結果を36項目(コミュニケーション、健康状態の確認、移動、移 乗介助等の観点)について審査 (0-できていない、1-あまりでき ていない、2-よくできている)で 評価	1チームの3名が、排泄・入浴・食 事の3部門に分かれて実技を行う。 その3名の評点の合計がチームの 得点となり、優勝チームを決定。	実技結果を11項目の評価表に利用 して評価
一次審査を行う介護福祉士会の審査 員は6名。 ゲスト審査員:県社協介護の仕事アン バサダーのタレント(1)、落語家(1)。	5名の審査員が出場チームを審査	—	—
一般審査員は主催の各団体(長野県 社会福祉協議会、長野県介護福祉 士会、長野県社会福祉法人経営者 協議会、長野県介護福祉士養成施 設連絡会、長野県高等学校福祉教 育研究会)からの推薦をもとに選出	青森県介護福祉士会から2名、青森 県老人福祉施設協会から2名、介護 福祉士養成校の先生1名の推薦を 受けて事務局が選定	介護福祉国家試験実地試験委員会 の有資格者。香川県介護福祉士会 が選定	事務局が教師の中から選定
主催各団体の推薦等	—	—	—
最優秀賞として長野県知事賞2団 体。優秀賞として、長野県介護福祉 士会会長賞4団体、長野県社会福祉 協議会会長賞4団体、長野県社会福 祉法人経営者協議会会長賞4団体、 介護福祉士養成施設連絡会会長賞4 団体。そのほかに、審査員特別賞2 団体。	最優秀賞1チーム(3名) 優秀賞1チーム(3名)	参加チームへの表彰: 香川県知事賞(1)、健康福祉部長賞 (1)。部門別に香川県知事賞(1× 3)、審査員特別賞(1×3)。若手 のホープ(個人)にHOPE賞(1名)、 新人賞(3名)	最優秀賞(文部科学大臣賞)1校、 優秀賞2校、奨励賞9校
・ 参加費:無料	・ 参加費:無料 ※運営費県助成あり	・ 参加費:無料	・ 参加費:無料
・ 「信州の介護と地域をもっと元気 に」信州ふっころフェスティバル の一環。 ・ 動画コンテストとしたのは、公開 することで、介護の仕事を知って もらい、認知度アップが期待でき ると思ったから。 ・ 規定部門の課題を基本技術に設 定すると、学生さんたちは習った ことを忠実に出せるので高得点 となりやすい。今回の県知事賞 は、学生チームであった。 ・ 一方で、昨年度等、認知症を課題 としたときには、施設の職員チ ームが県知事賞を獲得。経験に基 づくスキルが。 (長野県社協ヒアリング対応者談)	・ 審査:審査員により点数のバラツ キはでる。 ・ コンテストは2022年で終了。今 後は開催しない方針。理由は、 ZOOMでのオンライン観戦者が 増えず、出場チーム数も伸びてい ないため。最近は学校に出張して の疑似体験(高齢者の歩行や車 椅子での移動体験等)教室が増 えている。 (青森県社協ヒアリング対応者談)	・ 総合成績の最も高い順から、県 知事賞、健康福祉部長賞を授与。 ・ 部門別審査員特別賞:介護技術 の丁寧さや思いやりのある声か けなど、利用者に寄り添った優し い介護ができるチームに授与。 ・ HOPE賞:将来の香川県の介護 福祉を担っていただきたいと思 えるような熱い思いあふれる介 護を実践した選手1名に授与。	—

②プレゼン形式

	8	9
コンテストの名称 (開催実績)	介護甲子園 (第12回)	社会福祉HERO'S TOKYO (第6回)
主催団体名(組織)	一般社団法人 日本介護協会	全国社会福祉法人経営者協議会
目 的	「介護から日本を元気にしたい」という想いをベースに一般社団法人日本介護協会(平栗潤一理事長)が主催し、介護業界に働く人が最高に輝ける場を提供すること	社会福祉の仕事は、クリエイティブで面白い！そんな思いを胸に、社会福祉の現場で様々な挑戦を実践している若手スタッフの声を、まだ福祉の魅力を知らないみんなに伝えるイベント
参加者の要件等	団体・個人・資格等に制限はない	社会福祉法人に所属する20代～30代までの若手職員／所属法人の許可を得て申込み
対象部門	介護全般 プレゼンコンテスト	介護全般 スピーチコンテスト
競技課題の内容	事前にアピールポイントなどを紹介するエントリーシートを提出。	事前課題①：「社会福祉の現場で実践している挑戦は？」400～800時以内で記載 事前課題②：「自分にキャッチフレーズをつけるとしたら？」
参加者募集方法	選抜： 東日本大会（10団体出場）、西日本大会（10団体出場）の優秀チーム6団体（うち1団体は個人）が決勝大会に出場	選抜： ・一 次 審 査：エントリーシート審査 ・二 次 審 査：オンライン審査会 ・最終審査会：有識者による選考により、プレゼンター決定
直近の大会実績 参加者数等	6団体（2023、主催者は総エントリー数を8887団体と公表、実数は不明）	7名（2023） 6名（2022／応募者は約70名）
競技の実施方法	イベント会場でのプレゼンテーション (2023大会は甲子園のスタンドの一部を利用)	イベント会場でのプレゼンテーション (2023大会は恵比寿ガーデンルーム)
評価項目	推薦度	非公開
評価方法	- 入場者による投票及び審査員による評価。 - 入場者の場合は、すべてのプレゼンが終わったあと、事前に配布されたボールを「推す」プレゼンターに渡し、プレゼンターは渡されたボールを主催者に提出して得点とする。 - 審査員の評価得点の計算法は非公開。	審査基準： - 社会福祉やその仕事の魅力をたくさんの人たちに伝えたいという熱い思いを持っているか - 社会福祉の世界を変えたいと挑戦する気持ちを持っているか - 実際の社会福祉の現場で、その経験や実績があるか
審査体制	審査員は、ゲスト(タレント)と他2名のほか、入場者も評価に参加(2023大会)	
評価シートの開示	非公開	非公開
評価者(審査員)の要件	非公開	非公開
評価者(審査員)の 選定基準の有無	非公開	非公開
表彰等	最優秀賞のみ	BEST HERO賞1名だけでなく、出場者それぞれに独自の賞を授与
費用負担	- 参加費：無料 - 観戦料(2,000円、3,000円)	・参加費：無料
備 考		- 応募時点での「表現力」は問わない。福祉現場では「当たり前」と感じている福祉の魅力や仕事の醍醐味を皆に伝えたいという思いが重要。 - 社会福祉学生ヒーローズ賞も創設されたところ(2023)

（８）民間団体等で取り組まれている介護技術に関する競技大会調査からの示唆

先行する民間団体等で取り組まれている介護技能に関する競技大会の手法については、以下のよう整理することができる。

競技目的	● 技術の向上 ● 介護分野への理解・関心を深める
参加資格要件	● 学生／社会人の別とするもの
	● 経験年数 別とするもの
競技方法	● 競技会場での実技による方法
	● 動画撮影した実技による方法
競技形態	● 競技者1名による
	● 競技者複数名による（チーム参加型）
	● チーム参加＋個人競技型
競技時間	● 10分以内等
競技課題の設計	● 模擬対応を評価／ロールプレイング型 ● 利用者役モデルを大会関係者が用意するパターン ● 利用者役モデルを大会競技者が演じるパターン
設定課題の場面	● 基本的介護技術（入浴介助、食事介助、排泄介助、移乗・移動） ● 認知症の方の介護過程の展開 ● 看取り 等
審査方法	● 設定課題に即して、審査基準を作成（毎年）
評価基準	● 介護行為(対応のプロセス) を評価基準化。主観評価と客観評価の組み合わせ ● 行為を細分化し、基準化しているもの ● 抽象的な表現を用い、基準化しているもの ● できている／できていない の採点評価 ● 4～5段階の採点評価 等
審査体制	● 複数人による審査
審査員要件	● 介護専門職等
審査視点	● プロセス評価視点によるもの ● プロセス評価視点 ＋ 利用者役評価等の視点によるもの ● 個別の利用者状態に応じた、環境設定の仕方 ● 個別の利用者状態に応じた、尊厳への配慮、説明と同意、声かけ、自立支援の視点、介助方法：動作、安全配慮の視点、コミュニケーション方法等

第3章

介護技能に関する評価指標、 評価手法等に関して

1 既存の介護技能に関する評価基準の比較

第2章では、「競技大会の手法」に焦点を当て、先行の競技大会、介護分野の技能競技大会についての調査結果を示した。本章では、「介護技能の評価」のあり方に焦点を当てた検討結果について示すこととする。

先行する介護分野の技能の評価指標としては、内閣府で検討が進められ現在は厚生労働省の所管となっている「介護プロフェッショナルキャリア段位制度（介護キャリア段位制度）」の評価基準、厚生労働省の「職業能力評価基準」の在宅介護分野・施設介護分野の基準、さらに前述した「オールジャパンケアコンテスト」の直近年度の評価基準などを調査分析することとした。これは、既に先行して実施され一定の実績を有していることや、全国規模で実施されている介護分野の技能の評価指標であることによる。これらについて、評価の視点、評価基準の細目のレベル等を比較整理し、介護の技能の評価のあり方について、調査分析することとした。

（1）介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価基準 ▶²

介護キャリア段位制度では、介護技術・行為のプロセス評価ができる基準として開発された指標を用いている。そもそも、日本の介護サービスは、介護保険制度のもと、公的資金を用いて運営がなされており、提供される介護サービスには、一定の質が担保されている必要がある。しかしながら介護サービスの持つ無形性、一過性、消滅性といった性質から、介護サービスの質をどのように評価するのかは、課題とされてきた。

このような背景のもと、介護行為の可視化（コード化、介護行為分類化）の研究成果 ▶³を用いることで、介護現場で出現（発生）する技術・対応として、全148項目の評価基準としてまとめたものが、「介護キャリア段位制度」の評価基準といえる。

▶² 介護プロフェッショナルキャリア段位制度は、平成24年11月に内閣府にて制度として立ち上げられ、平成27年より厚生労働省に移管、現在に至る。制度詳細は、<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/> 参照のこと。

▶³ T.C.C（Total care code：介護業務分類コード，T Tsutsui.）

指標開発経緯が示すように、介護キャリア段位制度の評価基準の特徴としては、具体的な介護行為・技術が明文化されたものから構成されており、介護現場において、技術・対応の「できている／できていない」の評価が明瞭にでき、現場の介護現場のOJTツールとして活用できるように設計されている。

評価項目は認定レベルが上がるごとに、求められる実践スキルの範囲が広がり、高度な実践スキルが求められる設計となっている。（レベル2①～レベル4の4段階で運営されている。）

●介護キャリア段位制度の評価基準の構成

評価項目(チェック項目)は全部で148項目で構成。各レベルに応じてチェック項目数が変わり、レベル2①では62、レベル4では148項目が対象。

大項目	中項目	小項目	チェック項目数
Ⅰ 基本介護技術 の評価	1. 入浴介助	1. 入浴前の確認ができる	2
		2. 衣服の着脱ができる	5
		3. 浴槽ができる	4
		4. 清拭ができる	3
	2. 食事介助	1. 食事前の準備を行うことができる	6
		2. 食事介助ができる	5
		3. 口腔ケアができる	4
		4. 排泄の準備を行うことができる	3
	3. 排泄介助	1. トイレ（ポータブルトイレ）での排泄介助ができる	6
		2. おむつ交換を行うことができる	4
		3. 起臥の介助ができる	4
		4. 一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる	4
	4. 移乗・移動・体位変換	1. 全介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる	5
		2. 杖歩行の介助ができる	3
		3. 体位変換ができる	4
		4. 咳やむせこみに対応ができる	3
Ⅱ 利用者 視点での 評価	1. 利用者・家族とのコミュニケーション	1. 相談・苦情対応ができる	5
		2. 利用者特性に応じたコミュニケーションができる	6
		3. 利用者に関する情報を収集できる	3
		4. 個別介護計画を立案できる	4
	2. 介護過程の展開	1. 個別介護計画に基づく支援の実践・モニタリングができる	4
		2. 個別介護計画の評価ができる	3
		3. 感染症予防対策ができる	4
		4. 感染症発生時に対応できる	2
	3. 感染対策・衛生管理	1. ヒヤリハットの視点を持っている	3
		2. 事故発生時の対応ができる	4
		3. 事故報告書を作成できる	2
		4. 身体拘束廃止に向けた対応ができる	3
	4. 事故発生防止	1. 身体拘束を行わざるを得ない場合の手続きができる	2
		2. 終末期の利用者や家族の状況を把握できる	3
		3. 終末期に医療機関または医療職との連携ができる	3

大項目	中項目	小項目	チェック項目数
Ⅲ 地域包括 ケアシ ステム と リーダ ーシ ップ	1. 地域包括ケアシ ステム	1 地域内の社会資源との情報共有	3
		2 地域内の社会資源との業務協力	2
		3 地域内の関係職種との交流	2
		4 地域包括ケアの管理業務	2
	2. リーダーシップ	1 現場で適切な技術指導ができる	5
		2 部下の業務支援を適切に行っている	5
		3 評価者として適切に評価できる	2

レベル	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
チェック項目数	62	91	127	148

評価基準の基本的な考え方

- OJTツールとして現場感覚に合った有効な基準
- 汎用性のある基準
- 簡素かつ分かりやすい基準
- 利用者の視点を意識
- YES・NO が明確であること
- 地域包括ケアを担う人材育成に資する基準
- タイムスタディ調査結果に基づき、在宅・施設ともに介護行為の発生率の高いものを抽出
- コミュニケーション能力、本人・家族への情報提供・意向確認・反映、利用者の状態変化への対応力の強化に資する基準
- 他の職種や機関との連携の能力や問題解決能力、状況判断能力の強化に資する基準

●認定レベル別 実践スキル評価項目の対応

認定レベルが上昇する毎に、求められる実践スキルの範囲が広がるとともに、より高度な実践スキルが求められる。介護キャリア段位制度を介護職員のキャリアパス制度として活用し、介護職員の能力・技術・知識といったの資質向上を促進するとともに、事業所・施設内での効果的・効率的なOJTを推進することを目的としている。

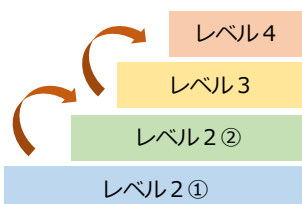
基本介護技術の評価						利用者視点での評価						地域包括ケアシステム & リーダーシップ	
入浴介助	食事介助	排泄介助	移乗・移動・体位変換	状況の変化に応じた対応	利用者・家族とのコミュニケーション	介護過程の展開	感染症対策・衛生管理	事故発生防止	身体拘束廃止	終末期ケア	地域包括ケアシステム	リーダーシップ	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
○	○	○	○	○	一部○	×	○	一部○	×	×	×	×	
○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

レベル4

レベル3

レベル2②

レベル2①



(2) 介護分野の職業能力評価基準

職業能力評価基準は、仕事上の成果につながる従業員の行動と必要な技術・技能・知識について、担当者から組織・部門の責任者まで4つのレベルを設定し、業種別に整理・体系化したものである。2023年4月時点で56業種の評価基準が策定されており、介護関連では、在宅介護業が平成19年3月に、施設介護業が22年12月に示されている。これらの評価基準は、事業者における人事評価や採用基準、人材育成への活用を想定し作成されている。

構成は、仕事の内容を「①職種」⇒「②職務」⇒「③能力ユニット」⇒「④能力細目」という単位に細分化し、成果につながる行動例を「⑤能力遂行のための基準」として示している。また仕事をこなすために前提として求められる知識を「⑥必要な知識」として整理・体系化している。

当該評価基準では、レベル区分として、会社において期待される責任・役割の範囲と難易度により4つの能力段階（レベル区分）が設定されており、レベル区分ごとに評価基準が設定されている。（レベル1：担当者など。レベル2：係長・主任など。レベル3：課長・マネージャーなど。レベル4：本部長・部長など）

介護分野の職業能力評価基準は、訪問介護、通所介護、訪問入浴、施設介護サービスが示されており、サービスごとの基準としている。介護分野については、平成24年に介護キャリア段位制度との整合性を図るための改訂がされており、「⑤職務遂行のための基準」には、部分的に介護キャリア段位制度の項目を用いた行動例等の例示・列挙等がされている。

●職業能力評価基準の構成

用 語	概 要
① 職種	仕事の内容や性質が類似している「職務」を括ったもの。
② 職務	概ね1人の労働者が、責任をもって遂行すべき精神的、肉体的活動を要する仕事の集まりのことを指し、1つ、もしくは複数の「課業」から構成されるもの。
③ 能力ユニット	仕事を効果的、効率的に遂行するために必要な職業応力を、活動単位で括ったもの。基本的に複数の「能力細目」から構成されている。
⑤ 職務遂行のための基準	「能力細目」の仕事を確実に遂行できるか否かの判断基準となる典型的な行動例や、技能・技術を列挙したもの。
⑥ 必要な知識	その「能力ユニット」に対応する職務を遂行するために、前提として必要となる知識を表すもの。

●職業能力評価基準：サービスごとの基準（レベル1～4ごとに評価基準が設定されている）

- 介護サービス事業管理（本部）
- 介護サービス事業管理（事業所）
 - 訪問介護サービス
 - 通所介護サービス
 - 訪問入浴サービス

- 施設運営・統括
- 施設介護サービス
 - 相談・援助

訪問介護サービス

職務	能力ユニット名
全職務共通	職業倫理とコンプライアンス
	チームワークとコミュニケーション
	外部、関係機関との連携
	目標管理
	利用者の安全衛生の確保、トラブルの未然防止

職務	能力ユニット名
訪問介護サービス	初回サービス提供のための準備（訪問介護サービス）
	訪問介護サービスの実施
	移動・移乗介助、体位変換
	入浴介助
	食事介助（訪問介護サービス）
	排泄介助
	更衣介助
	調理
	洗濯
	掃除
	認知症ケア
	サービスの向上・改善
	利用者、家族への情報提供
	専門指導職としてのケアスタッフの指導・育成

施設介護サービス

職務	能力ユニット名
全職務共通	職業倫理とコンプライアンス
	チームワークとコミュニケーション
	外部、関係機関との連携
	目標管理
	利用者の安全衛生の確保、トラブルの未然防止 ケアマネジメント

職務	能力ユニット名
施設介護サービス	サービス提供のための準備
	入所・退所支援
	施設介護サービスの実施
	移動・移乗介助、体位変換
	入浴介助
	食事介助
	排泄介助
	更衣介助
	口腔ケア
	レクリエーション、アクティビティ
	看取り介護
	認知症ケア
	環境整備
	施設内巡回、見守り
	サービスの向上・改善
	利用者、家族への情報提供
	専門指導職としてのケアスタッフの指導・育成

（３）既存の介護技能に関する評価基準の比較

介護サービスの質の確保の必要性から、介護現場での評価・OJTに活用することを目的として作成された、介護キャリア段位制度の評価基準、職業能力評価基準、そして、先行する介護分野の競技大会のうち、全国規模で実施されてきた「オールジャパンケアコンテスト」の直近年度（第13回）の評価基準を取り上げ、評価の視点、評価基準の細目等の比較整理を行った。

それぞれ、評価基準化された経緯や目的は異なるものであり、また評価基準の構成が異なるものの、整理比較をすると、以下のように示すことができる。

介護キャリア段位制度の評価基準は、介護の実践的スキルの向上を目的に指標化されており、介護職員の介護行為・対応が具体的に明文化（可視化）されており、できる／できていないといった客観的評価が可能なものとなっている。評価基準の具体的な介護行為・対応は、利用者の尊厳、自立支援、自己決定といった介護の基本理念に基づくものとなっている。

職業能力評価基準では、介護の基本理念に即した介護業務として、準備から実施、事後に至る一連の業務の網羅性も意識していると読み取れる。また、人事評価への活用を目的としていることもあり、「適切に」「適確に」「積極的に」「確実に」等、職員の姿勢、行動特性の評価に繋がる表現が確認できる。

技能コンテストの評価基準においては（AJCCの例）、介護行為・対応の詳細が基準がされている。介護行為・対応としては、環境設定の仕方、介護者の心構え、思いの汲み取り方、コミュニケーションの仕方等が評価対象となっている。また、対応の結果として、ケアの受け手側の評価視点が含まれるものが確認できる。これらは毎年のコンテストの個別の課題設定ごとに準備・作成されるものであり、経年的に固定して用いられるものではない。

●介護に関する技能の評価基準について 既存の評価基準の比較

介護キャリア段位制度	職業能力評価基準	オールジャパンケアコンテスト（第13回）
介護技術の向上に資するOJTツールとしてまとめられたもの。 介護行為・対応を客観的に評価できるように作られている。	56業種に及ぶ職業能力評価基準の介護分野版として作成。人事評価、採用基準等への活用を想定。	介護の競技大会における個別の評価課題用に設定されているもの。 (⇒毎年変わる)
サービス共通	サービス種別に設定 ・在宅サービス（訪問介護、通所介護、入浴介護） ・施設介護	部門別の設定課題ごとに評価基準を設定。
プロセス評価	プロセス評価 仕事を確実に遂行できるか否かの判断基準となる行動例、技能・技術を列挙。	プロセス評価 一部、結果の評価利用者役による満足度評価）が組み込まれている。
レベルの上昇に伴って評価対象となる項目が増えていく設計。	レベル別に、能力遂行のための基準（成果につながる行動例）を示す設計。 （例：訪問介護サービスの入浴介助：レベル1項目（19）／レベル2項目（20）／レベル3項目等（23））	経験年数5年未満部門、 経験年数5年以上部門で、部門分け。 （経験年数でレベル分け）
全148項目に絞り込み。 （選定・抽出されている）	介護業務の網羅性を意識した設計。	設定課題ごとに基準を設定。 対外的公表を前提としていない。
介護行為・対応が具体的に基準化されている。 コミュニケーションスキルの評価項目もあり。 できる／できていないで評価できる基準。 ⇒ 介護技能についての客観的評価ができる。	基準において、適切に、的確に、確実に、積極的に、等、といった表現を用いている。（人事評価等での活用を想定） ⇒ 介護技能についての客観的評価が難しい項目が見受けられる。	具体的な介護行為だけでなく、ケアに臨む、心構え、意識も、評価対象。 課題のうち、利用者役の満足度も評価するものがある。 ⇒ 客観的評価と主観的評価の組み合わせにより技能を評価。

これらの評価基準について、基本的な介護の場面である「入浴介助」、「食事介助」、「排泄介助」、「移乗」の軸で並べたものが、以下の評価基準比較表となる。なお、職業能力評価基準については、複数あるサービス職種のうち、1例として、施設介護サービスを取り上げ、また、介護現場での担当者レベル、主任等レベルに該当する、レベル1、2の評価基準を取り上げた。

各々が異なる目的、経緯で示されている評価基準ではある中で、3者を並べてみると、いずれも介護の基本理念を踏まえた対応が整理されており、基本的な介護場面における介護行為・対応（プロセス評価）についての共通項を見出すことができる。

介護の技能の評価としては、介護行為・対応についての「プロセス評価」として整理できるが、「競技大会」を想定した場合においては、中長期的な視点での評価となる行動特性評価ではなく、あくまで「競技大会」ないし「競技課題」への対応にて出現される事項からの評価に絞られてくる。具体的には想定される「競技大会」の主旨・目的明確化した上で、評価対象とすべき「技能」を整理し、既存の評価基準を用いて客観評価が可能な技能や、大会主旨目的に即して、主観的判断を伴い基準化すべき技能の整理・構築が求められてくる。

【介護に関する技能の評価基準 比較表】

入浴介助

介護キャリア段位制度

I 基本介護技術の評価

1. 入浴介助

小項目	チェック項目
(1) 入浴前の確認ができる	① バイタルサインの測定値を確認し、利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴の可否について医療職等に確認したか。 ② バイタルサインや医療職の指示、既往歴などに基づいて、利用者の状態に応じた入浴方法が選択できたか。
(2) 衣服の着脱ができる	① 体調や気候に配慮した服装であるかを確認したか。利用者の好みの服を選んでもらったか。 ② スクリーンやバスタオル等を使い、プライバシーに配慮したか。 ③ 脱衣の際に、健側から患側の順番で行ったか。 ④ ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促したか。 ⑤ しわやたるみがないか確認したか。
(3) 洗体ができる（浴槽に入ることを含む。）	① 末梢から中枢の順番で洗い、陰部は健側の手で洗ってもらったか。 ② 浴槽に入る時は、利用者に手すりや浴槽の縁をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支え、入浴できたか。 ③ 簡易リフト等、入浴機器を用いて入浴した場合、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に入浴できたか。 ④ 入浴後、体調の確認をし、十分な水分補給ができたか。
(4) 清拭ができる	① バイタルサインの測定、利用者へのヒアリング等による体調確認の結果や医療職の指示等に基づき、清拭の可否について確認したか。 ② スクリーンやバスタオル等を使い、プライバシーや保温に配慮したか。 ③ 末梢から中枢の順番で清拭を行うなど、適切な手順でできたか。

職業能力評価基準 44 施設介護業【改訂】

44_03 施設介護サービス

44_03_05 入浴介助

小項目	レベル1	レベル2
①入浴準備	バイタルサインの測定や利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴や清拭の可否について確認している。 バイタルサインや医療職の指示、既往歴などに基づいて、利用者の状態や希望に応じた入浴方法を選択している。 浴室内の準備（シャンプー、石鹸、洗面器等必要な物品、浴室内の室温調整、湯温の確認等）を確実にしている。 脱衣所の準備（脱衣カゴ、着替え、排泄用具等必要な物品の用意、脱衣室内の室温調整等）を確実にしている。 入浴時の事故防止を心がけた環境整備を行っている。 入浴時の事故防止を心がけた環境整備を推進している。 スクリーンやバスタオルを使いプライバシーに配慮し、健側から患側の順番で脱衣を行うとともに、ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促している。	
②入浴介助	末梢から中枢の順番で洗体を行い、陰部は健側の手で洗ってもらっている。 末梢から中枢の順番で洗体を行い、陰部は健側の手で洗ってもらう等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促している。 浴槽に入る時は、利用者に手すり等をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支えて介助している。 簡易リフト等の入浴機器を用いて入浴する場合には、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に介助している。 入浴介助の基礎知識および洗体、洗髪、洗顔等、基本的な洗いの知識を有し、ADLが比較的自由な利用者・通常浴槽利用者に対して、誘導、声かけ、見守り、洗体介助、湯船への移動介助を適切に行っている。 洗体、洗髪、洗顔等、基本的な洗いの知識を有し、利用者の状態（皮膚や頭皮の状態等）に合わせて、適切な手順や方法で介助を行っている。 入浴時のリスクを把握し、安全確認を適切に行っている。 入浴中は、入浴時間（湯に浸かっている時間）をチェックし、利用者の体調変化や安全に常に気を配っている。状態の変化がある場合は、すみやかに上位者または医療職等に報告し、安全・安楽にサービスを提供するための手順や方法等について提案・実施している。 入浴中は、湯温やシャワーの温度、室温等、利用者の快適性に常に気を配っている。 利用者が入浴を楽しめるよう、適切な声かけやコミュニケーションをとりながら介助を行っている。 スクリーンやバスタオル等を使いプライバシーや保温に配慮し、末梢から中枢の順番で拭く等、適切な手順で清拭を行っている。 利用者の全身状態や入浴の状態等を観察し、必要に応じて記録したり、上位者や医療職等に報告している。 特殊浴槽による入浴介助の知識を有し、特殊浴槽利用者の洗体介助、専用車椅子を利用した移動介助、入湯中の安全確認を適切に行っている。 じょうそうや皮膚の病気、体の状態に関する知識を有し、利用者の全身状態等から、利用者の健康状態を観察し、適切に対応している。 入浴後、利用者の体調に変化がないか確認するとともに、水分摂取、休息等を促し、快適に過ごせるように配慮している。また、利用者が湯冷めしないように留意している。 声かけを行いながら、体を拭き、着衣、髪を乾かし整髪を行う等の一連の介助を、利用者のペースに合わせて適切かつ安全に行っている。	
③入浴後の介助		

オールジャパンケアコンテスト

入浴分野

入浴分野

小項目	チェック項目
入浴準備～浴室移動	- ケア前の説明と同意を得た - 無理強いをしていなかった - 介助の都度説明をしていた - 特に起立時や歩行時の危険に対しての予測ができた - 痛みに対しての声かけが行われていた - 高齢者の安全：座位保持・脱衣の際の立位保持時等ズボン脱衣の立ち上がり - 立位保持の安全に配慮出来ていた - 環境面の安全：環境の確認（円背の方への配慮、移乗方法、滑らないような工夫ができていた） - 不必要な露出を避け、羞恥心に配慮した - 自分で出来る事の確認をしていた - できる限り本人にして頂くような声かけを行った - 急がせたり焦らしたりしないよう言動に注意した - 目線を合わせて会話をした - 声の大きさやトーン、声かけの立ち位置は適切であった - 痛みなく脱衣が出来たかの確認をした - 入浴時など恐怖心なく行えたかどうか確認をした

食事介助

介護キャリア段位制度

I 基本介護技術の評価

2. 食事介助

小項目	チェック項目
(1) 食事前の準備を行うことができる	① 声を掛けたり肩を叩いたりするなどして、利用者の覚醒状態を確認したか。 ② ところみつけが必要とされる利用者の食事に、ところみがついていることを確認したか。 ③ 禁忌食の確認をしたか。 ④ 飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認したか。 ⑤ 食べやすい座位の位置や体幹の傾きはないか等座位の安定を確認したか。 ⑥ 顎が引けている状態で食事が取れるようにしたか。
(2) 衣服の着脱ができる	① 食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行ったか。 ② 利用者の食べたいものを聞きながら介助したか。 ③ 利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んだか。 ④ 自力での摂食を促し、必要時に介助を行ったか。 ⑤ 食事の量や水分量の記録をしたか。
	I-5 状況の変化に応じた対応 1. 咳やむせこみに対応ができる ① 咳の強さ、顔色等の観察をしたか。 ② 利用者が食物がつかえてむせこんでいるときに、次の順で適切な対応をしたか。(手順：省略) ③ 記録をしたか。
(3) 口腔ケアができる	① 出来る利用者には、義歯の着脱、自分で磨ける部分のブラッシング、その後のうがいを促したか。 ② 義歯の着脱の際、利用者に着脱を理解してもらい、口を大きく開けて口腔内に傷をつけないよう配慮しながら、無理なく行ったか。 ③ スポンジブラシやガーゼ等を用いた清拭について、速やかに行い、利用者に不快感を与えなかったか。 ④ 歯磨きや清拭の後、口腔内を確認し、磨き残し、歯茎の腫れ、出血等がないか確認したか。

職業能力評価基準 44 施設介護業【改訂】

44_03_施設介護サービス

44_03_06_食事介助

小項目	レベル1	レベル2
①食事の準備	声を掛けたり肩を叩いたりするなどして利用者の覚醒状態を確認している。 利用者の名前および注意事項（服薬等）を確認し、誤配膳がないか確認している。（例：嚥下障害のある利用者の食事に適切なところみをつける、禁忌食の確認をする、飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認する等。） 利用者が安全・安楽に食事ができるような姿勢に配慮している。（例：食べやすい座位の位置にする、体幹の傾きはないか等座位の安定を確認する、テーブルの高さを調整する等。） 利用者が顎が引けている状態で食事が取れるようにしている。 衛生面に気をつけて、手洗い、うがい、身支度を確実に行っている。 おしぼり、エプロン、水分摂取の道具等必要な物品を確実に準備、配布している。	
②食事介助	食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行い、食事をとる楽しい雰囲気づくりを心掛けている。 利用者の食べたいものを聞きながら利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから適切な量の次の食事を口に運んでいる。 利用者のADL、嗜好、食事制限等を理解し、利用者の体調変化、嚥下・咀嚼の状況等にも目を配り、安全に気をつけている。 自力での摂食を促し、必要時に介助を行っている。 利用者の摂取した食事・水分の量やかかった時間、誤嚥の有無、服薬状況等を正確に記録するとともに、必要に応じて上位者、医療職等に報告している。 食事介助に関する基礎知識を有し、比較的自力で食事をとることができる利用者に対して、食事の見守り、および必要な介助を適切に行っている。利用者のペースに合わせて、あせらず、ゆっくり介助している。 誤嚥・窒息の際の対応方法についての知識を有し、異常時には迅速に上位者、医療職等に報告、連絡している。 ADLの維持や向上を視野に入れた食事方法や自動具の導入、手順等について提案・実施している。	
③食事の介助	食事が済んだら自力での下膳を促し、必要に応じて介助を行い、食事後のケアを適切に行っている。（例：利用者の口や手をふく、歯磨き・うがいや口腔ケア等。） 食事が済んだら自力での下膳を促し、必要に応じて介助を行い、食事後のケアを適切に行っている。（例：利用者の口や手をふく、歯磨き・うがいや口腔ケア等。） 食後しばらくは、利用者に安全・安楽な姿勢で休憩してもらっている（例：休憩、必要な場合には静養室での午睡等）。	

オールジャパンケアコンテスト

食事分野

食事ケア

小項目	チェック項目
食事提供の支援	・麻痺側に立ち介助・声掛けを行った ・腰を下ろし、目線を合わせて会話をしていた ・介助の都度説明をしていた ・椅子と食卓の間隔は適切であった ・誤嚥を防ぐ姿勢を取っていた(身体の傾きに気づき姿勢を直すことができた) ・衛生面に配慮した ・適切な用具が使用されていた ・介助者の表情や声のトーンはおいしく食べられるように配慮されていた。 ・ケア前の説明と同意を得た ・口の中に食べ物が入っている状況で話しかけていなかった ・無理強いをしていなかった ・思いを汲み取れた ・メニューを説明し、選択してもらえような声掛けであった ・自分で出来る事の確認をしていた ・できる限り本人にして頂くような声かけ介助を行った
口腔ケア分野	・失行にいち早く気づいた ・歯ブラシを持たせる、モデリングをするなど、高齢者を誘導する行動があった ・漱口を促すことがあった ・失行にいち早く気づいた ・水をコップに入れる、持たせる、口元に運ぶ、モデリングをする ・など高齢者を誘導する行動があった ・支援されやすく支援しやすい位置関係であった ・選手の時や目の高さが適切であった ・高齢者の頭を必要以上上げず疲労や誤嚥のリスクを回避した ・選手自身も安全で破れにくいポジションであった ・歯ブラシの持ち方、挿入、動かし方が適切だった ・高齢者から目を離すことがなかった ・強いことばをかけることなく開口させ、開口を保持していた ・高齢者の協力に対するねぎらいや感謝のことばがあった ・口腔ケアに入る前に、口腔内の汚れを一緒に確認した ・終わったら、鏡で汚れが除去できたことを本人と確認した ・最後にきれいになったことを共有していた ・セルフケアを促すことがあった ・圧力を感じさせない、何気ないことばや行動で誘導できた ・適切な行動に対してはすかさず警める、認めることばがあった ・目をしっかりとみとくれた ・口元や顎にやさしく手を添えてくれた ・声の大きさやトーンが耳障りでなく心地よかった ・歯磨きのタッチはしっかりとしているけれども不快ではなかった ・私が話すごとに耳を傾けてくれ、ちゃんと反応してくれた ・ケア前に説明し、同意を得ていた ・無理強いすることはなかった ・終始、穏やかな表情を保っていた(無表情にならなかった) ・今行っていること、これから行うことを話しながらケアしていた ・口腔ケア用品は本人に適した物を使用していた ・歯ブラシを水で濡らしてからケアを始めた ・ケア中も適度、歯ブラシを水洗いしながら使っていた ・ケアが終わったら流水中でしっかり汚れを落としたり ・水気を切り、歯ブラシの毛先を上にして収納した

排泄介助

介護キャリア段位制度

I 基本介護技術の評価

3. 排泄介助

小項目	チェック項目
(1) 排泄の準備を行うことができる	① 排泄の間隔を確認したか。 ② 排泄介助に当たり、介助内容を伝え、利用者の同意を得たか。 ③ 利用者のADLを把握し、排泄する上で、できる部分は利用者によってもらうようにしたか。
(2) トイレ（ポータブルトイレ）での排泄介助ができる	① トイレ（ポータブルトイレ）で、利用者の足底がついているか、前屈姿勢がとれているか等座位の安定を確認したか。 ② トイレ（ポータブルトイレ）での排泄の際、カーテンやスクリーンを使用したり、排泄時にはその場を離れ、排泄終了時には教えてくださいと説明する等してプライバシーに配慮したか。 ③ スポン、下着を下ろす了承を得て、支えながら下ろしたか。 ④ 排泄後、利用者にトイレトーパー等で拭いてもらい、拭き残しがあれば清拭を行うとともに、利用者の手洗いを見守る等により清潔保持をしたか。 ⑤ 失禁かトイレでの排泄か、排泄物の量や性状について記録をしたか。 ⑥ 排泄後、利用者の体調確認を行ったか。
(3) おむつ交換を行うことができる	① 利用者に尿意、便意の有無、排泄した感じの有無を聞き、おむつ・パッドを換えることなどの介助内容を伝え、承諾を得ているか。 ② おむつ・パッド交換の際、カーテンやスクリーンを使用する等してプライバシーに配慮したか。 ③ おむつ・パッドを装着後、衣服、寝具等にしまわれないように整えたか。 ④ 排泄時刻、排泄物の量・性状の異常について記録をしたか。

1-5 状況の変化に応じた対応

2. 便・尿の異常（血便・血尿、バイタル、ショック状態等）に対応ができる

① 本人の様子（バイタル、ショック状態等）や便、尿（色やにおい、血液が混入していないかどうか等）を観察・確認したか。

② 原因の探索と確認をしたか。

③（血液の混入、悪臭、バイタル値の異常やショック状態が観察された場合等）医療職に連絡したか。

④ 記録をしたか。

3. 皮膚の異常（炎症、表皮剥離、水疱、潰瘍等）に対応ができる

① 皮膚の症状（大きさ、深さ、出血・滲出液、臭気の有無等）や本人の様子（痛みやかゆみの有無等）を観察をしたか。

② 原因の探索と確認をしたか。

③（かゆがっていたり、炎症、表皮剥離、水疱、潰瘍が観察された場合）医療職に連絡したか。

④ 記録をしたか。

II 利用者視点での評価

3. 感染症対策・衛生管理

1. 感染症予防対策ができる

① 利用者の血流、体液、分泌物、排泄物（汗を除く）、障害のある皮膚、粘膜に接触する場合、手袋を着用するとともに、ケア終了後は、手袋を脱着し、手洗いをしているか。

職業能力評価基準 44 施設介護業【改訂】

44_03 施設介護サービス

44_03_07 排泄介助

小項目	レベル1	レベル2
① 排泄準備	利用者の排泄のリズムやパターンを確認し、排泄介助に当たっては介助内容を伝えて利用者の同意を得ている。 利用者のADLを把握し、排泄する上で、できる部分は利用者によってもらうようにしている。 清潔行為、不潔行為に関する基本的知識を有し、衛生面に気をつけ、手洗い、感染予防のための手袋着用等を実践している。 排泄器具・補助器具に不備がないか確認している。	
② 排泄介助	トイレ（ポータブルトイレ）で、利用者の足底がついているか、前屈姿勢がとれているか等座位の安定を確認している。 トイレ（ポータブルトイレ）での排泄の際、カーテンやスクリーンを使用したり、排泄時にはその場を離れ、排泄終了時には教えてくださいと説明する等してプライバシーに配慮している。 ズボン、下着を下ろす了承を得て、支えながら下ろしている。 排泄後、利用者にトイレトーパー等で拭いてもらい、拭き残しがあれば清拭を行うとともに、利用者の手洗いを見守る等により清潔保持をしている。 排泄時刻、排泄の状態、排泄物の量・性状の異常について記録し、必要に応じて上位者、医療職等に報告している。	
③ 排泄準備	利用者に尿意、便意の有無、排泄した感じの有無を聞き、おむつ・パッドを換えることなどの介助内容を伝え、承諾を得ている。 おむつ・パッド交換の際、カーテンやスクリーンを使用する等してプライバシーに配慮している。 おむつ・パッドを適切に装着し、衣服、寝具等にしまわれないように整えている。	
	排泄介助の手順についての基礎知識を有し、手順に沿って排泄介助を行っている。 おむつ・パッド交換時、陰部洗浄や清拭を行い、清潔保持を行っている。 排泄や皮膚の状態に異常がみられた場合には、上位者や医療職等にすみやかに報告している。	身体機能や症状にあわせた排泄介助に関する知識を有し、利用者の個別の状態に応じて、適切な方法で排泄介助を行っている。 じょうそうや皮膚の病変、排泄物の状態に関する知識を有し、利用者の皮膚の状態や排泄物の状態等から、利用者の健康状態を観察し、適切に対応している。
④ 排泄後の介助	排泄終了後は、手洗いを確実に行う等、衛生面に留意している。 排泄物の処理を適切に行っている。（例：使用済のオムツを適切に処理する等。） オムツ交換やポータブルトイレの場合、使用したタオルや洗浄ボトル等の片付けやポータブルトイレの洗浄等を確実に行っている。 必要に応じて換気を行うなど、環境整備を行っている。	

オールジャパンケアコンテスト

排泄部門

排泄ケア

小項目	チェック項目
排泄介助	・ケア前の説明と同意を得た ・意思決定の機会をうばわず本人の意思を尊重したか ・自分で出来る事の確認をしていた ・できる限り本人にして頂くような声かけを行った ・ケア中の環境面の安全：環境確認（ベッドの高さ・物品等） ・健康面の確認：座位時 ・立位動作時等体調の確認ができた ・便を促せるような姿勢を作れた ・側を離れる際に連絡方法を確認した ・不必要な露出を避けた ・羞恥心に配慮した ・排泄中の待ち位置が適切である ・高齢者の安全：移乗・立位保持/ズボンの上げ下げ/座位保持 ・排泄後、利用者の手指を清潔にしたか ・環境の衛生面（床・便座の濡れ、汚れ）の確認をした ・プライドを傷つけない関りができた ・無理強いをしていなかった ・目線を合わせて会話をした ・介助の都度本人が理解しやすい内容で説明をしていた ・声の大きさやトーン、声かけの位置は適切であった ・介助が迷惑そうな雰囲気でなかった ・急がせたり焦らせないよう言動に注意した

移乗

介護キャリア段位制度

I 基本介護技術の評価

4. 移乗・移動・体位変換

小項目	チェック項目
(1) 起居の介助ができる	① 起きる前に、利用者の疾病等に応じて、体調や顔色を確認したか。 ② 全介助が必要な利用者の上体がカーブを描くように起こしたか。 ③ 一部介助が必要な利用者について、足を曲げてもらう、柵をつかんでもらう等利用者の残存機能を活かしながら起居の支援を行ったか。 ④ 利用者を側臥位にし、デコの原理を活用しながら、無理のない起居の介助を行ったか。
(2) 一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる	① 介助を始める前に、車いすのフットレスト（フットサポート）の位置、ブレーキの止め忘れ、動作不良の有無、タイヤの空気圧を予め確認したか。 ② 利用者に健側の手でベッドから遠い方のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらい、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがるよう、声かけ、介助を行ったか。 ③ 利用者の健側の足を軸にして体を回転させて、車いすに移乗することができたか。 ④ スライディングボードやスライディングシート等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗することができたか。
(3) 全介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる	① 介助を始める前に、車いすのフットレスト（フットサポート）の位置、ブレーキの止め忘れ、動作不良の有無、タイヤの空気圧を予め確認したか。 ② 移乗がしやすいよう、ベッドの高さを調整するとともに、利用者の足底がついた状態で介助を行ったか。 ③ 利用者の体と密着させる、利用者の腰に手を回す、利用者に介護者の肩に手をまわしてもらう等、移乗しやすい体勢をとったか。 ④ 利用者の体をゆっくりと回転させ、車いすに深く座らせることができたか。スライディングボードやスライディングシート等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗し、車いすに深く座らせることができたか。 ⑤ 移乗用リフト等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗することができたか。
(4) 杖歩行の介助ができる	① 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ったか。 ② 二動作歩行や三動作歩行の声かけを行えたか。 ③ 急がせず、利用者のベースに合った介助・誘導を行ったか。
(5) 体位変換ができる	① 利用者の膝を立て、デコの原理を活用しながら、体位変換したか。 ② 横向きになることができる人には自力で横になってもらったり、膝を自分で曲げられる人には自分で曲げてもらうなど、利用者の残存機能を活かしながら体位変換したか。 ③ ベッドの下の方にずり落ちた場合には姿勢を正すなど、身体に摩擦を与えないように体位変換したか。 ④ 体位変換後、クッションやタオルなどを使用し、安楽な体位保持への介助を行ったか。

職業能力評価基準 44_施設介護業【改訂】

44_03_施設介護サービス

44_03_04_移動・移乗介助・体位変換

小項目	レベル1	レベル2
②移動・移乗、体位変換	利用者の疾病等に応じて体調や顔色を確認したうえで、利用者の状況に合わせて、利用者を側臥位にする、デコの原理を活用する等しながら無理のない起居の介助を行っている。(例：全介助が必要な利用者の上体がカーブを描くように起こす、一部介助が必要な利用者について、利用者の残存機能を活かしながら起居の支援を行う等。)	
①移動・移乗、体位変換の準備	移動・移乗に必要な福祉用具（車イス、杖、補装具、歩行器等）の扱い方に関する基礎知識を有し、点検・準備を確実にしている。(例：車いすのフットレスト（フットサポート）やブレーキに動作不良がないか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレスト（フットサポート）が上がっているか、タイヤの空気圧が十分か等。)	一部介助が必要な利用者には、身体状況に応じた方法で、声かけ、介助を行い車いすへの移乗を行っている。(例：利用者に健側の手でベッドから遠い方のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらう等して、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがってもらう、利用者の健側の足を軸にして体を回転させる等。)
①移動・移乗、体位変換の準備	移動・移乗に必要な福祉用具（車イス、杖、補装具、歩行器等）の扱い方に関する基礎知識を有し、点検・準備を確実にしている。(例：車いすのフットレスト（フットサポート）やブレーキに動作不良がないか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレスト（フットサポート）が上がっているか、タイヤの空気圧が十分か等。)	全介助が必要な利用者には、移乗がしやすいよう、ベッドの高さを調整するとともに、利用者の足底がついた状態で介助を行い、利用者の体と密着させる、利用者の腰に手を回す、利用者に介護者の肩に手をまわしてもらう等、移乗しやすい体勢をとって移乗している。
	福祉用具（スライディングボードやスライディングシート等、移乗用リフト等）を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗している。	
	杖歩行の利用者には、利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ち、二動作歩行や三動作歩行の声かけを行い、急がせず、利用者のベースに合った介助・誘導を行っている。	
	歩行介助の際は、歩くベースが利用者に合っているか、利用者の身体状況に合った介助になっているか、利用者に不安はないか等、声かけ・観察により確認しながら、適切に行っている。	移動・移乗介助の際は、移動のベースが利用者に合っているか、利用者の身体状況に合った介助になっているか、利用者に不安はないか等、声かけ・観察により確認しながら、適切に行っている。
	利用者の状態に応じて安全、安楽に配慮して身体に摩擦を与えないように体位変換を行い、クッションやタオル等を使用し安楽な体位保持への介助を行うとともに、皮膚状態等を観察、確認し、必要に応じて記録したり、上位者や医療職に報告している。(例：利用者の膝を立てデコの原理を活用する等しながら体位変換する、横向きになることができる人には自力で横になってもらう・膝を曲げられる人には自分で曲げてもらうなど、利用者の残存機能を活かしながら体位変換する等。)	
	ベッドでの水平、上方、下方移動を、安全確認をした上で安全、安楽に配慮して適切に行っている。	
②移動・移乗、体位変換	移動・移乗介助、体位変換に関する基礎知識やボディメカニクスの知識を有し、ADLが自立に近く、比較的自己で安全確認ができる利用者に対して、移動・移乗介助を安全に実施している。	身体機能や症状に合わせた移動・移乗介助、体位変換に関する知識を有し、自力での安全確認ができない利用者、歩行困難な利用者等の個別の状態に合わせた移動・移乗介助、体位変換を安全に行っている。
	ADLの維持や向上を視野に入れた福祉用具の導入等について提案・実施している。	
①移動・移乗、体位変換の準備	移動ルートを確認し、安全に移動できるよう配慮している(例：移動の障害となる物品を移動させる、照明をつける、スロープを確保する等)。	
	利用者の状態・状況を把握し、利用者に移動・移乗の行き先、方法等について声かけしている。	
	利用者の状態・状況を把握し、利用者に体位変換について声かけしている。	
③移動・移乗、体位変換後の介助	移動で使用した福祉用具の安全確認の点検を行い、所定の場所に確実に戻している。	
	移動・移乗または体位変換後、利用者の安全、安楽、体調、疲れを確認するとともに、快適に過ごせるように、環境整備に配慮している。	

第4章

介護職員の技能等に係る評価システムの構築にあたっての論点及び課題の整理

我が国の介護分野においては、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」の制定以降、介護専門職の養成が進められ、介護現場における教育指導体制も整えられてきた。少子・高齢化の進展とともに、介護需要は顕在化し、介護福祉士をはじめとした介護職員数は増加の一途を辿っており、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護施設に従事する介護職員数だけで見ても、2021（令和3）年度に215万人程に増加してきている。しかしながら、さらに高齢化が進む中にあることは、2040（令和22）年には280万人が必要とされ、依然として介護人材確保が喫緊の課題となっている。

また、2000（平成12）年に施行された介護保険制度によって、介護を社会的に支える仕組みが構築され、介護職員の重要性の認識の拡がりとともに、その技能の向上への期待は益々高まってきている。

こうした介護職員の量的拡大に向けた取組みに加えて、第1章～第3章に示した先行事例に見られるように、近年、介護技能等に係る評価の取組みも実施されている。

本章では、こうした取組みの現状を踏まえて、今後の介護分野の技能評価のあり方の検討を行うため、介護分野の技能五輪全国大会への追加を想定した場合の課題整理を行う。

1 介護分野の競技大会に期待される効果

（1）介護分野の競技大会・コンテストの意義

介護分野の競技大会・コンテストの機会を設けることの意義については、先行事例ではいずれの場合においても「介護従事者の介護技術の向上、資質の向上」が目的として掲げられている。こうした機会を設けることにより、目標設定のもと学習が促され、介護技能の向上に繋がることが期待される。

この点、介護従事者（介護職員）の視点からは、介護業務では他者からの客観的評価を受ける機会が得られにくく、評価や指導は事業所内の先輩・上司に限られる、密室での介護行為の提供場面も多く、自己流の対応になっている等、介護専門職は自身の技能を第三者に示し、自信に繋げるとの機会が得られにくいのが実状と解せる。介護分野の競技大会・コンテストの機会を設け

ることによって、自らの介護技能を対外的に披露し競い、認められるという場があることは、キャリアを積む過程での具体的な努力目標となり、平素からの現場学習（OJT）を促し、介護技能向上へとつながるもの、と期待される。

◎介護分野の競技大会設置により期待される効果

- | | |
|----------------|--|
| ✓ 介護の技能向上 | <ul style="list-style-type: none">➤ 目標提示➤ 他者から評価を受ける機会➤ ベスト／ベタープラクティスの提示➤ 目標達成に向けて成長に向かう機会➤ 競技出場を目指したOJTの促進➤ 介護技術の標準化 |
| ✓ 介護の魅力を伝える手段 | <ul style="list-style-type: none">➤ 介護人材確保・定着、活性化➤ 職業価値尊重、社会的評価、技能尊重機運醸成 |
| ✓ 社会的評価を得る機会 | |
| ✓ 介護専門職等の交流の機会 | 等 |

また、先行事例の多くでは、コンテストの目的として、社会に「介護への関心と理解を深めること」を掲げている。「介護」について知る機会、「介護職種」の魅力を発信し介護従事者の社会的評価を高め介護業務への関心と参入促進につなげることも、大会のねらいとして整理できる。

（２）介護分野の技能五輪全国大会を想定した場合

介護分野の競技大会先行事例が示唆するように、コンテストの目的として何に重きを置くか（技能向上を目的に置くか、介護分野の周知・介護人材確保に重きを置くか等）により、コンテスト設計の仕方、課題設定、評価方法は変わってくる。

この点、技能五輪全国大会においては、青年技能者の技能レベルの日本一を競う競技大会として位置づけられており、「介護技能向上」を一義目的とすると、職業人（若年層の介護従事者等）にとっては、職場OJTを通じた介護技術向上につながる動機付け（目標）となり、学生にとっては学校教育の場での実践学習・スキル習得の動機付け（目標）となり、介護技能の向上がはかられることが期待される。競技大会設計においては、介護技能の学習とケア実践、大会参加が連動し往還できるようなシステムとしての開発が求められる。

2 評価の対象となる技能（知識・技術）の考え方

（１）評価の対象となる技能の概念整理

介護の技能を評価するにあたっては、その対象となる技能についてどのように考えるかの整理が必要となる。委員会では、個人能力や組織の能力についての概念整理を行った。

介護分野の技能五輪全国大会の目的にあてはめると、評価のあり方としては、先天的な個人の能力（Ability）や、個人の資質・特性（Competency）に対する評価ではなく、「学習を通じた技術の向上」としての「Skill」に焦点が当てられると整理できる。

競技大会の評価では、競技中の行為・対応として表出される能力に対しての評価となり、競技者の能力を実証されるものに焦点が当てられ、職務や役職を果たすための総合的な能力評価とは性質を異にしている。

先行する介護分野の競技大会の評価基準をみると、介護の基本理念（尊厳配慮、自立支援等）に紐づけられた行為・対応の評価が多くを占めていると整理できる。また、先行事例の中には、利用者に寄り添う視点や共感力といった事項も、評価基準としているものもある。

既存の介護技能に関する評価基準である、介護キャリア段位制度においても、介護の基本理念は介護行為・対応と紐づけられ、測定可能な「スキル」として整理されプロセス評価指標として示されている。

技能五輪全国大会に介護分野を追加する想定では、競技中に具体的に表出される、測定可能な能力といえる「スキル」に焦点をあてた評価として、既存の評価基準を用いて設計できるものと思われる。利用者への配慮の視点や共感力といった事項においても、行為・対応として表出される「スキル」として基準化を図り、評価者（審査側）が根拠に基づく評価ができるよう、整えることが必要となる。

◎ 人の能力や組織の能力

	Ability	Skill	Competence	Core Competence
意味	能力や技能全般	専門的な技能	行動を起こす根底	組織の核となる力
特色	上手にできる技能	職員としての技術	能力を発揮する源泉	追従を許さない強み
例	運動などが得意	語学力が高い	使命感など	他者に対する差異力
力の源泉	先天的能力	学習による能力	個人的実務能力	専門実務力の結集
類似語	Talent (先天的才能)	Capacity (取得能力)	Competency (特性)	Capability (実務能力)

◎ 先行する介護分野の競技大会における課題と評価視点等の例

	オールジャパンケア コンテスト（第13回）	静岡県介護技術 コンテスト（第10回）	石川県介護技能 グランプリ	長野県介護技術 コンテスト（第4回）
競技の実施方法	競技会場で競技者1名による実技	競技会場で競技者1名による実技	競技会場で競技者1名による実技	動画投稿
利用者（役）	モデル（介護専門職）	モデル（介護専門職）	モデル（介護専門職）	競技参加者
課題設定 （2023年度）	食事・入浴・排泄・認知症・看取りの対応場面 （※利用者状態：課題別に設定）	認知症の方の個別援助計画作成とデイサービスに行くための外出支援 （着衣介助、移動介助） （※利用者状態：設定）	食事・入浴・排泄の対応場面 （移乗介助） （※利用者状態：課題別に設定）	車いすへの移乗と移動介助（水分摂取の支援） （右上下肢麻痺の方への対応）
評価視点	- 環境づくり - 高齢者の意向確認・意思尊重 - 尊厳 - 説明と同意、声かけの仕方 - 自立支援、協力動作の促し - 無駄のない動作 - 安全な食事提供 - コミュニケーション - 高齢者満足の視点	- 個別援助計画作成と計画に応じた対応 - 準備 - 移動介助 - 着衣の介助 - 外出する際の支援 - コミュニケーション - 利用者の視点	- 安全確保 - 尊厳保持 - 自立支援の視点を踏まえた機器を用いた移乗介助、飲水の介助 - コミュニケーション	- 環境因子・個人因子の活用 - 安全・安楽への配慮 - 自己決定・意思尊重 - 根拠に基づく介助内容説明 - 残存能力活用 - 車いす移乗・移動の介助 - 介護者連携、役割分担 - コミュニケーション - 創意工夫
審査基準 （1課題あたり）	課題に対応し作成（毎年）非公開 ・実施すべき介護行為詳細を基準化（7項目＋18視点）	課題に対応し作成（毎年）非公開 ・実施すべき介護行為詳細を基準化（15項目）	課題に対応し作成（毎年）非公開 ・実施すべき介護行為詳細を基準化（20項目）	課題に対応し作成（毎年）非公開 ・実施すべき介護行為を基準化（10項目）
審査体制 ／1実技	複数体制（2名）	複数体制（2名）	複数体制（3名）	複数体制（6名以上）

3 競技大会の参加者要件の考え方

（1）競技大会の対象：「青年技能者」の捉え方

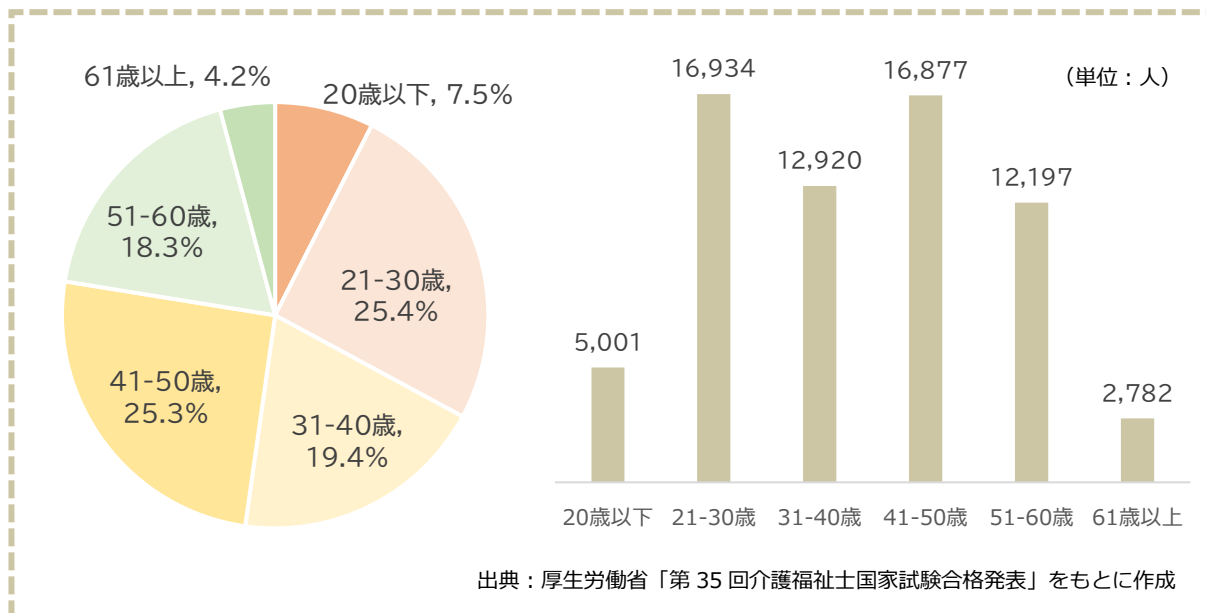
先行する介護分野の競技大会では、学生部門と社会人部門の別、経験年数5年未満と経験年数5年以上の別、介護を学ぶ高校生を対象とした競技大会などがあげられるが、具体的に年齢で参加者要件を定めているケースは見受けられなかった。

この点、介護分野の入職者は多様な年齢層があてはまり、セカンドキャリアとしての介護分野への就労など、「新人職員」であっても必ずしも若年者とは限らない労働市場となっている特徴がある。このため、介護分野においては、若年層からの1本のキャリアパスというよりも、様々な年齢層からの入職からのパスが描けるよう、技能向上につながる仕組み作りが求められる。

「技能五輪全国大会」に介護分野を追加する場合、「原則23歳以下」との参加者要件とした場合は、「若年層」に向けた介護分野の就労意欲向上、モチベーションに繋がることが期待される。一方で参加要件を満たす者は介護技能者の一部であり、要件を満たさない介護従事者や、また多様な年代の入職者層にとっては、技能向上の契機には繋がらない。

委員会における検討では、「若年層」を対象とすることへの賛成の意見、「青年技能者」として大会参加要件の対象年齢を広げる検討をすべきとの意見、セカンドキャリアとして入職する層を加味すべきとの意見、参加者募集の観点からも対象を広げるべきとの意見があげられた。

《参考》 第35回介護福祉士試験合格者の年齢分布



(2) 参加者資格について

介護分野においては国家資格として「介護福祉士」がある中で、大会参加の前提となる「技能」として国家資格の保持や所定の研修修了等を要件として設定するかは、実装にあたり整理しておく必要がある。

この点、介護分野の先行事例では、特段の資格要件は設けないものの、実際に介護業務に従事していることを要件とするものや、「介護福祉士または初任者研修修了以上」として、介護の知識・技能に関しての要件を求めて大会運営をしている事例などがあげられる。

先行する「技能五輪全国大会」の例をみると、例えば美容部門では「美容師免許」取得者または美容師養成施設の美容学科に在籍もしくは卒業している者」との参加資格要件を設けている。

さらに、参加者資格として、事業者等の組織・団体に所属している必要があるとするのか、所属は問わず、個人参加とするのかについても、明確にしておく必要がある。

また、対社会人を想定した場合、現在介護業務に携わっていることを要件とするのかどうか、整理が必要である。

この点、介護分野の先行事例の競技大会においては、「実務経験のある介護従事者で、介護等分野の法人に所属していること」「現役の介護職員」等、社会人を対象としている大会では、介護の提供現場を有する者を対象として要件化している。

このほか、介護現場においては外国人介護人材の存在が大きくなってきており、若年層においても、介護分野の技能実習生等、外国人介護人材とともにケア提供がなされている実態がある。先行事例の介護分野の競技大会では、「外国人部門」を設けた事例もあげられる中、参加資格として、日本国籍保有が要件となるのかについても整理が必要である。

(3) 参加者の募り方について

参加者要件を個人とするのか、団体・組織にするのかにより、参加者の募り方も変わってくる。個人参加を想定した自薦式の場合は、選定の基準が必要であり、団体参加を想定した場合は、推薦基準や推薦者の要件を明確にする必要がある。

また、各地区（自治体単位）での予選式とするのか否かは、予選会での競技課題設定、評価基準設定等、予選会の評価者（審査員）の養成・確保等といった必要性が生じ、各予選における評価の標準化、全国大会との整合性等が必要となる。

◎技能五輪全国大会に介護分野を追加する場合の参加者要件の検討

対象年齢	➤ 原則23歳以下とすることについて ： 若年層に向けての介護職への関心、モチベーション向上に繋がる。 ： 介護労働市場の実態を踏まえ、対象者層を広げる検討をしてはどうか。
介護に関する資格等	➤ 一定の研修修了や国家資格の取得、介護分野の養成校所属等を要件とするか。 ➤ 介護分野等の法人・団体等に所属していることを要件とするか。 ➤ (社会人の場合、)介護業務に従事していることを要件とするか。 ➤ 国籍要件／在留資格要件等
応募方式	➤ 個人単位／法人・事業所等单位 の別 ➤ 自薦式／他薦式 の別
全国大会への選抜方法	➤ 予選大会式／推薦式の別 ・ 審査員(評価者)の養成・確保 ・ 選定／推薦要件の整備、基準設定

4 競技方法についての考え方

(1) 競技方法・競技形態について

先行する介護分野の競技大会をみると、競技方法としては、競技会場での実技による方法のものと、介護現場での実技を動画で撮影したものでの競技のものなどがあげられる。

先行事例では、実際の利用者への対応ではなく、利用者役（モデル）に対しての介護行為・対応についての競技設計としている。

模擬による対応の評価としている点については、介護分野の競技大会のみならず、対人サービス職種の技能五輪全国大会においても同様であり、競技要件が整えやすいこと（競技大会の実行可能性）、利用者の尊厳・安全性の配慮に抵触せず、評価の均質性が確保しやすい等の理由が整理できる。

競技形態としては、個人競技型、チーム競技型、チーム競技＋個人競技型があげられ、競技大会の目的により異なってくる。また競技課題の作り方にも依拠する。競技大会ではあくまで「技能」に着目し、課題達成ではなく対応プロセスを評価するものと整理すると、個人競技型が馴染むものといえる。

技能五輪全国大会を想定した場合、競技方法としては、「競技会場での実技による方法」「動画撮影による競技の手法」のいずれもが考えられる。これら手法設計については、評価の客観性、再現性の問題をどの様に考えるべきか、競技大会・コンテストの目的に照らして決めることになる。

◎ 先行する介護分野の競技大会の競技方法の例

競技形態	➤ 競技者1名による方法(個人競技型) ➤ 競技者複数名による方法(チーム競技型) ➤ チーム競技+個人競技型
競技方法	➤ 競技会場での実技による方法 ➤ 動画撮影した実技による方法
競技手法	➤ 模擬対応を評価。利用者役として、モデル等を使用。

(2) 競技課題の設計について

先行する介護分野の競技大会では、競技時間はいずれも10分前後であり、基本介護技術を中心に、課題設定がされている傾向が確認できる。

「技能五輪全国大会」を想定する場合、競技日程は1日～2日間で想定され、限定された1場面の切り取りではなく、複数の競技課題の設定を行うことも可能となる。

競技課題の対象として、基礎的な介護技術の競技課題においては、競技結果の序列付けをどのように行うのか、いわゆる、介護の専門職として求められる標準的なケア対応ができていないことと、卓越性といった、より優れている対応ということをどのように評価し、採点化していくのか、課題設計にあたっての整理が必要となる。

難易度との関係においては、例えば、競技課題で求められる技能の領域を広げ、利用者の個性に応じた、より複雑で、専門性の求められる対応を組み込むことにより、難易度の高い課題設定も可能となる。

認知症ケア、看取りケアなど、高度な専門性のもと求められる対応においては、基礎的な介護技術への模擬評価よりも更に、再現性の問題や評価の客観性についてどのように捉えるかの整理が必要となる。

この点、先行事例や既存の介護技能のプロセス評価基準を参考にしつつ、介護専門家の協力のもとで、具体的な課題作成・評価基準整備、競技化に向けた検証を行うことが必要といえる。

競技課題の設定に関しては、単に競技時間中のケア対応といった視点ではなく、短期・中期の生活機能の維持・改善といった、実際の現場で求められる技能スキルについても評価できるように設計すべきとの意見や、切り取った場面のスキル評価ではなく、競技時間を取ることで、競技者の基本的なケア姿勢がスキルとして反映されるような設計とすべき、単に場面ごとの行為・対応ではなく、コミュニケーションスキルも評価できるように課題設定とすべき、との意見があげられた。また今後の方向性として介護機器・介護ロボット等の活用・対応スキルも、設定課題や評価対象に含まれていくべき、との意見があげられた。

◎ 競技課題の検討：介護キャリア段位制度の評価項目を参考にした整理

例 介護行為・対応		競技大会上での模擬を想定した場合の懸念事項 例
基本介護技術	食事、入浴、排泄、移乗介助	・ 金・銀・銅等、スキルの順位付けの仕方 標準との違いは？ 卓越性とは？ ・ 競技環境設定(設営) ・ 利用者設定の仕方 ・ 客観的評価の仕方
	コミュニケーションスキル	・ 課題設定の仕方 ・ 利用者設定の仕方 ・ 客観的評価の仕方 ・ スキルの順位付けの仕方
状況の変化に応じた対応	状況の変化に応じた対応力 アセスメントスキル	・ 利用者設定の仕方 ・ 再現性、実際との乖離 ・ チームケアとの関係 ・ 客観的評価の仕方
	福祉機器活用	・ 競技環境設定(設営) ・ 公平性の確保
個別の介護支援計画の作成と実践	介護過程の展開力 アセスメントスキル PDCA実践	・ 課題設定の仕方 ・ 個人競技とチームケアの評価との整理 ・ 客観的評価の仕方
認知症ケア	アセスメントスキル コミュニケーションスキル	・ 利用者の設定の仕方 ・ 再現性。実際との乖離 ・ 客観的評価の仕方 ・ スキルの順位付けの仕方
看取りケア	アセスメントスキル コミュニケーションスキル	・ 利用者設定の仕方 ・ 再現性。実際との乖離 ・ 個人競技とチームケアの評価との整理 ・ 客観的評価の仕方。スキルの順位付けの仕方
感染症対策・衛生管理	手順の遵守	・ 競技環境設定(設営)
事故発生防止、事故対応	分析、対応策検討・実践、展開	・ 課題設定の仕方 ・ 再現性、実際との乖離 ・ 客観的評価の仕方

（１）審査方法、評価基準について

先行する介護分野の競技大会においては、いずれも設定課題に即した、明文化された評価基準を用意の上、複数の審査員（評価者）により、客観評価と主観評価を組み合わせで審査しているものと整理できる。

また、技能五輪全国大会の対人サービス職種においても、同様の視点が確認でき、例えばレストランサービスでは、審査員（評価者）の測定可能な事項（Measurement、できたかできなかったか）の細則基準整備、審査員（評価者）判断に委ねる事項（Judgement）については、採点項目化（0～3等）により評価のブレが生じにくくなるよう基準化が図られ、審査における測定基準化のために、近年は見直しがされている。技能五輪国際大会 Health and Social Care部門においては、細則のMeasurement基準として、行為・対応を基準化している。

◎ 先行する介護分野の競技大会の審査方法

審査方法	➤ 設定課題に即して、評価基準を作成している ➤ 介護行為(対応のプロセス)を評価基準化している ➤ 主観評価と客観評価を組み合わせで、評価している ➤ 複数人による審査体制を取り、評価の均質性を確保しようとしている ➤ 審査員(評価者)は、介護専門職、介護分野の指導的立場の者が担っている ➤ 競技課題の実施に、評価者が立ち会い、評価する方法／ 競技課題の動画を評価者が評価する方法 等
------	---

介護サービスにおいては、利用者の尊厳、利用者の状態像、生活スタイル、利用者の思いを汲み取り、それらを踏まえての行為・対応を行うスキルが、技能の評価の要素となってくる。理念や目的に紐づいた行為・対応として、細分化して基準化していくことにより、ある程度は、客観的な評価基準を整えられるものの、言語化された行為や対応だけではわからない面についての評価には、評価者による主観的な評価が含まれてくる。

このため、競技大会に際しては、客観評価と主観評価の組み合わせによる評価によるものとなること、これらは技術的な裏付けのある者による評価が求められることから、評価スキルを有する評価者確保が、大会実装にあたっての課題となってくる。

競技大会においては、評価の客観性の担保、公平性が求められる中、競技・審査の手法として、競技大会場での切り取られた場面での現認評価といった視点だけではなく、利用者の日常の背景情報も入れた上での動画映像による評価といった手法も、検討すべきとの意見があげられた。

◇委員会意見より（要旨抜粋）

介護行為・対応として、客観化が可能な技能の評価について

- 客観的なスキル評価として、介護キャリア段位制度の評価基準や介護過程の展開の手順など、理論的な手順を示した既存の指標も活用可能である。

利用者の思いの汲み取り等、評価者（審査員）の主観が伴う技能の評価について

- 拠って立つ考え方に基づいてスキルを定式化することで、客観性や再現性はある程度担保できるのではないかと。スキルを評価する基準をオープンにすることで一定の判断はできると思われる。
- 技術的なミニマムな部分と、プラスアルファとして、利用者に寄り添う部分について、主観の集合体としての評価を組み合わせるという二段構えにするという評価方法も考えられる。
- 利用者の尊厳や思いや自立支援というものは日本の介護が大事にしてきたものだが、これを評価する場合は、評価者が評価できるということが前提となる。
- 競技大会であれば、評価の再現性や公平性というものが求められる。利用者の尊厳や思いや自立支援などの評価は、フィギュアスケートでいえば「芸術点」になる。映像解析による評価を導入できれば、一定の評価が可能になるのではないかと。利用者の自立や尊厳を見るうえでは有効ではないかと。 等

（２）評価基準の取扱いについて

競技大会の目的を「介護技能向上」と掲げ、介護現場での学習や学校教育と連動した仕組みとして組み立てるには、競技にむけてどのように努力をしていけばよいのか、目安になる基準（評価基準）が公表され、介護従事者、学生、指導者においても広く共有されることが望ましい。また目安となる評価基準が、学習ツールとして活用されることで、技能向上にむけた仕組み（システム）化が果たされる。

どこまでの評価基準（測定基準、判定基準）を公表すべきかは、競技大会の対象層を、広く若年層の介護分野の入職者層として、基礎的な介護技術に焦点を当てて、評価システムを構築していくのか、「日本一」や「ベストプラクティス」に焦点を当てて、秘匿性を重視して評価システムを構築していくのかにより変わってくるものといえる。いずれにおいても、公開される「評価基準」には、内容の適切性は前提であり、特異な対応や珍しい技術ではなく、介護技能として代表的で重要なものであることが求められる。

「評価基準」の共有により、現場や学校で「学ぶこと」と「ケア実践」と「競技大会での技能の披露」の連動がはかれるといえる。全国の介護職員や学生が所属場所や置かれている環境に関わらず、競技大会出場という「目標」を設定できること、そして「評価基準」を通じて学習の方向性を共有できることは、「競技大会」ならではの技術向上手法であるともいえ、「評価システム」としての構築が期待される。

6 競技大会の実施主体についての考え方

技能五輪全国大会に介護分野を追加することを想定した場合、競技課題の策定や評価基準の設計、競技参加者の募集や選考等を行う実施主体が必要となることから、委員会では、実施主体に求められる要件として、想定されるものを示す。

実施主体に求められる要件(例)	➤ 営利を目的としないこと (非営利性) ➤ 技術課題、評価基準等を作成できる専門性を有していること (専門性) ➤ 介護事業者・施設等のサービス提供主体でないこと (中立性・客観性) ➤ 評価システムを適正かつ確実に運営するための財政上の基盤、必要な組織体制を有していること (実行性) ➤ 採点基準等に係る秘密事項を遵守できること (秘匿性) ➤ 評価システム以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって不公正が生じる恐れがないこと (事前教育等) (公正性) ➤ 評価に当たる者の選任の方法が適切かつ公平であること (公正性)
技能五輪全国大会 対人3サービスの例	➤ 当該サービス職種の職能団体による運営 ➤ 各団体独自の、全国規模の競技大会を主催 (業界の国際大会と連動)

第5章

本調査研究事業による到達点と 今後の課題

本調査研究事業では、介護職員の技能の評価のあり方の検討として、技能五輪全国大会に介護職種を競技追加することを想定し、技能五輪全国大会の他職種の実施状況、民間における先行事例の実態について調査の上、評価システム構築に向けた論点及び課題整理を行った。本章では、調査を通じて得られた知見並びに今後に向けての課題につき整理する。

1 技能評価の仕組み分析

技能評価の仕組み分析としては、技能五輪全国大会のうち、対人サービス職種の競技運営方法、競技課題、評価基準等を調査し、運営手法の共通項、及び評価手法の共通項等を整理した。

調査した3職種は、競技を通じて完成品（作品）の出来栄を評価する構成であり、消滅性を特徴とする介護サービスとは性質を異にするが、審査基準では主観評価要素は重要な位置を占めていること、評価の公正性担保として、評価基準化（明文化）、採点基準の公開、審査員要件の設定と確保（当該分野に熟知している者）、複数審査体制、測定可能な基準の導入（評価基準細則を作成し、行為・結果に至る細分を採点基準化）等の対応が確認された。

また、国際大会評価基準（WSI）との整合化、客観基準化、対応力強化（当日変更課題等）等の方針見直し・変更がされている状況が確認された（第2章第1節）。

また、本事業では、技能五輪国際大会のHealth and Social Care部門の競技大会の手法についても調査を行った。当該部門の職業定義は、日本の介護サービス職種とは異なることから、あくまで競技大会方法、設計等の参考として調査とした。

競技手法としては、実技評価によるものとし、知識や理解度のテスト等を行わないとの設計とし、競技者1名による競技方式、計4日間16課題、患者役（俳優）を用いた模擬型の競技方式とし、評価基準は測定（Measurement）及び判定（Judgement）からの構成であること、評価視点は主に競技者の対応に向けられたプロセス評価基準により、細目の評価基準化が図られ、測定可能性、客観性確保が重視されているといえる。

また、設定課題構成として、①課題に応じた個別プラン作成（ある日の対応）、②対応実践（医療

処置、介護)スキル、③コミュニケーションスキル、④アセスメントスキル（疾患や高齢者のケアの知識に基づく）といった一連の展開力を評価する設計としている（第2章第2節）。

また、介護分野の技能競技大会の先行事例として、日本において既に取り組まれている全国各地域の競技大会の事例調査を行った（第13回オールジャパンケアコンテスト、静岡県介護技術コンテスト、石川県介護技能グランプリ、長野県介護技術コンテスト、青森県介護技術コンテスト他）。

介護分野の先行事例においては、競技方法・設計は競技方法、競技形態、審査方法、基準作りに至るまで多様であり、大会目的に依拠する。先行事例からは、競技大会での競技型、動画撮影競技型、競技者1人による方法からチーム参加型まで、多様なパターンが確認された。共通項としては、利用者役を設定した模擬対応を評価する手法によることが挙げられた。介護分野の競技課題は、基本的介護技術の1場面とするものが複数大会で見受けられたが、認知症ケアの介護過程の展開、看取りケア等も競技課題化する取組みが確認された。

審査視点は、いずれもケア対応へのプロセス評価が主となるものの、例えば、利用者役評価や観客評価を組み込み、気づきや関心を興す工夫等、大会目的に依拠した設計となっている（第2章第3節）。

2 介護技能の評価のあり方の検討

続いて、介護技能の評価のあり方の検討として、既存の介護技能に関する評価基準のいくつかを取り上げ、比較整理を行ったところ（介護キャリア段位制度の評価基準、職業能力評価基準（介護分野）、オールジャパンケアコンテスト）、各々作成された目的、経緯が異なる中で、いずれも介護の基本理念を踏まえた対応が整理されており、基本的な介護場面における介護行為・対応（プロセス評価）についての共通項を見出すことができた。

介護の競技大会を想定すると、競技課題への対応にて出現される事項からの評価に絞られ、中長期的な視点での行動特性評価は馴染まない。このため今後に向けては、競技大会の目的に即して、評価対象とすべき技能を整理の上で、既存の評価基準を用いて客観的なプロセス評価が可能な技能の整理を行うとともに、大会目的に即し主観的判断を伴い基準化を要する技能の整理を行い、評価基準を作成していただくことが求められる（第3章）。

3 介護職員の技能評価システム構築にあたって

先行事例等の検討を踏まえ、介護分野の技能評価のあり方の検討として、介護分野の技能五輪全国大会の追加を想定した場合の課題整理を行った（第4章）。検討を通じて、介護分野ならではの考慮すべき事項が挙げられ、介護職種固有の整理・扱いが必要であることが確認された。

● 介護分野追加の意義と開発の視点

介護職種の技能五輪全国大会の目的を「介護技能向上」とすると、職場OJTを通じた介護技術向上につながる動機付け（目標）、学校教育の場での実践学習・スキル習得の動機付け（目標）となることが期待される。このため競技大会設計においては、介護技能の学習とケア実践、大会参加が連動し往還できるようなシステムとしての開発が求められる。

● 評価対象となる技能の概念

介護の技能を評価するにあたっては、その対象となる技能についてどのように考えるかの整理が必要となることから、委員会では、個人能力や組織の能力についての概念整理を行なった。競技大会の評価では、競技中の行為・対応として表出される能力に対しての評価となり、競技者の能力を実証されるものに焦点があてられ、職務や役職を果たすための総合的な能力評価とは性質を異にすると整理できる。このため「学習を通じた技術の向上」に焦点を当て、競技中に具体的に表出される測定可能な能力である、「スキル」への評価として整理することで、既存の介護技能評価基準を用いて設計できるものと思われる。また利用者への配慮の視点や共感力といった事項においても、行為・対応として表出される「スキル」として基準化を図り、評価者（審査側）が根拠に基づく評価ができるよう、整えることになる。

● 参加者要件の考え方について

技能五輪全国大会は、23歳以下の青年技能者に向けた大会として設計されている中で、若年層に向けて介護分野への関心を向け、技能向上の機運を醸成することは、喫緊の課題である日本における介護人材の確保・育成の必要性に合致する。一方で介護分野への入職年齢は多様な年齢層から成ることが、介護労働市場の特徴としてあげられる。競技大会を教育・評価のシステムとして開発する観点からは、年齢での線引きは妥当とはいえず、委員会では、参加可能な層を広げる検討をすべきとの意見も挙げられた。今後に向けては、大会参加者要件として、年齢制限についての考え方、介護の国家資格等を要件とするかどうか、応募方式として職場や学校所属を要件とするかどうか、日本国籍を要件とするのかどうか、要件定義を明確にする必要がある。また全国大会に向けての選手選抜方法（予選会／推薦要件等）についても定義づけが必要となる。

● 競技方法について

競技形態としては、介護の「技能」に着目し、課題達成ではなく対応プロセスを評価するものと整理すると、個人競技型が馴染むものといえるが、課題設定の仕方・内容にも依拠する。また競技方法としては、「競技会場での実技による方法」「動画撮影による競技の手法」のいずれもが考えられるものの、手法設計については、競技大会の目的に照らし、評価の客観性、再現性の問題をどの様に考えるべきかを決めるべきといえる。

基礎的な介護技術の競技課題では、競技結果の序列付けをどの様に行うのか、卓越性の評価、採点化の仕方の整理が必要となる。認知症ケア、看取りケアなど、高度な専門性の求められる対

応においては、再現性の問題や評価の客観性についてどのように捉えるかの整理が必要となる。今後に向けては、先行事例や既存の介護技能のプロセス評価基準を参考に、介護専門家協力のもと、具体的な課題作成・評価基準整備、競技化に向けた検証を行うことが必要といえる。

● 実施主体についての考え方

技能五輪全国大会の実施主体は、毎年競技課題の策定や評価基準の設計、競技参加者の募集や選考等を行うことになる。実施主体に求められる要件として、非営利性、専門性、中立性、実効性、秘匿性、公正性等が挙げられ、実行に際し介護関係団体の合意形成を図りながら、具体化していく必要がある。

● 審査方法の検討、評価基準作成の考え方

競技大会における介護技能の評価では、対応の結果の評価は難しく、競技者の「スキル」に着目したプロセス評価とすべきこと、客観的評価基準として、既存の介護技能評価基準（介護キャリア段位制度の評価基準等）が活用できること、対人援助の技能において、評価基準として言語化しにくい配慮事項に関しても、介護の専門スキルの重要な要素であることから、競技課題に対応した具体的なスキル評価のレベルに落とし込み、根拠に基づき評価する審査体制が求められることなどが、委員会での意見としてあげられた。

また、競技大会の評価基準は、介護現場のOJT、介護の実践的学習をつなぐものであり、連動がはかられるべきと整理する。

今後に向けては、評価の公正性、客観性の担保の観点から、競技手法・審査手法のいずれに関しても、他職種の競技手法に倣うだけでなく、委員会で提案された映像からのAIを用いた客観的な評価手法も選択肢として、試行的な検証を行い、これらの検証結果を踏まえた、具体的な競技課題の設定、評価基準案の策定、評価手法の設定を行う必要がある。

競技大会という「目標」が組み込まれることによって、介護現場のOJTや実践的学習の促進へとつながる、評価システムとしての開発が期待される。

この事業は、厚生労働省 令和5年度老人保健健康増進等事業
(老人保健事業推進費等補助金)の一環として行われたものです。

厚生労働省 令和5年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する
調査研究 事業報告書

令和6年3月 発行

内容照会先 一般社団法人 シルバーサービス振興会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-14-2

イトーピア岩本町ANNEXビル5階

TEL. 03-3862-8061 FAX. 03-3862-8065